

松田町災害廃棄物処理計画

令和 7 年 3 月

松田町

【目 次】

はじめに

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付けと構成・・・・・・・・	2
	（１）計画の位置付け・・・・・・・・	2
	（２）計画の構成・・・・・・・・	3

第１章 基本的事項

1	計画の基本的な考え方・・・・・・・・	4
2	処理の役割分担・・・・・・・・	5
	（１）町の役割・・・・・・・・	5
	（２）一部事務組合の役割・・・・・・・・	5
	（３）県の役割・・・・・・・・	5
	（４）廃棄物事業者・団体の役割・・・・・・・・	5
	（５）事業者等の役割・・・・・・・・	5
	（６）町民の役割・・・・・・・・	6
3	処理の基本方針・・・・・・・・	7
4	災害廃棄物の処理体制・・・・・・・・	8
	（１）組織体制・・・・・・・・	8
	ア 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合・・・・・・・・	8
	イ 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合・・	9
	（２）処理体制・・・・・・・・	9
5	対象災害と災害廃棄物発生量・・・・・・・・	10
	（１）対象災害・・・・・・・・	10
	（２）対象とする災害廃棄物・・・・・・・・	11
	（３）災害廃棄物発生量の推計等・・・・・・・・	14
6	災害廃棄物の処理の流れ・・・・・・・・	16
	（１）し尿・・・・・・・・	16
	（２）生活ごみ・・・・・・・・	16
	（３）災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）・・・・・・・・	18
	ア 概要・・・・・・・・	18

イ	仮置場	19
ウ	収集運搬	19
エ	処理	19
7	災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画	20
(1)	災害廃棄物処理計画	20
(2)	災害廃棄物処理実行計画	20

第2章 平時の備え

1	し尿処理業務	21
(1)	仮設トイレ等の備蓄	21
(2)	し尿の収集・処理体制の確保	21
2	生活ごみ処理業務	21
(1)	生活ごみの収集体制の検討	21
(2)	生活ごみの処理体制の検討	21
(3)	避難所ごみへの対応	22
3	災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）処理業務	23
(1)	仮置場候補地の確保	23
ア	仮置場候補地の選定	23
イ	仮置場の設置・運営方法の検討	24
(2)	産業廃棄物処理施設の情報把握	24
4	一般廃棄物処理施設の耐震化等	25
(1)	施設の耐震化	25
(2)	業務継続計画（BCP）の策定	25
(3)	施設の補修体制の整備	25
(4)	備蓄資機材の確保	25
5	協力体制の構築	26
(1)	市町村における相互援助体制の構築	26
(2)	民間事業者・団体等との連携	26

第3章 発災時の対応

1 初動対応（発災後数日間）	27
（1）総務担当業務	30
ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備	30
イ 連絡体制の確立	32
ウ 被害情報の収集	32
エ 住民等への啓発・広報等	33
オ 進捗管理	34
（2）し尿処理業務	35
ア 仮設トイレの設置	35
イ し尿の収集・処理	38
ウ 支援要請	39
（3）生活ごみ処理業務	40
ア 生活ごみの収集体制の確保	40
イ 生活ごみの処理体制の確保	42
ウ 避難所ごみへの対応	44
エ 支援要請	45
2 応急対応（発災後3か月程度）	46
（1）総務担当業務	47
ア 予算の確保	47
イ 不法投棄対策等	48
（2）災害廃棄物処理業務	49
ア 処理主体の確定	49
イ 発生量等の推計	50
ウ 仮置場の設置	51
エ 環境対策・モニタリング	55
オ 処理可能量の推計	56
カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定	56
キ 災害廃棄物の処理	57
ク 支援要請	61
ケ 損壊家屋等の解体・撤去	61
コ 仮設処理施設の設置	63

3 復旧・復興（発災後3年程度）	64
（1）し尿処理業務	65
ア 仮設トイレの撤去	65
（2）災害廃棄物処理業務	65
ア 避難所ごみ収集の終了	65
イ 仮置場の復旧・返却	65
ウ 仮設処理施設の解体・撤去	65

はじめに

1 計画策定の趣旨

2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災では、膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物の処理は被災地の復旧・復興にとって大きな課題となりました。

国は、東日本大震災の経験を踏まえ、市町村等における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針」（以下「国対策指針」という。）を 2014（平成 26）年 3 月に策定しました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が 2015（平成 27）年 7 月に改正され、さらに、廃棄物処理法に基づく基本方針が 2016（平成 28）年 1 月に変更され、一般廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定されました。

また、神奈川県（以下「県」という。）では、「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱（平成 8 年 3 月）」及び「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針（平成 9 年 3 月）」を廃止し、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」が策定されました。神奈川県災害廃棄物処理計画の策定以降、平成 30 年 7 月豪雨や、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風などの大規模な水害が発生しており、それらの災害対応での知見や平成 30 年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針や、国技術指針の反映等を踏まえ計画の見直しを行っています。

町においても、都心南部直下地震、神奈川県西部地震、南海トラフ巨大地震等の発生の切迫性が指摘される自然条件下にあります。大規模災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生することが想定され、平時より十分な対策を講じておくとともに、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する必要があります。

こうしたことから、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的事項を定め、適正かつ円滑・迅速な処理及び再資源化を図るとともに、町民の生活環境を保全し、速やかに復旧、復興を推進していくことを目的に、「松田町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画は前提条件となる「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）」や「松田町地域防災計画」等が見直され、内容の変更が必要と判断した場合等、状況の変化に合わせて見直しを行います。

2 計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

本計画は、国対策指針に基づき、「神奈川県地域防災計画」や「神奈川県災害廃棄物処理計画」、「松田町地域防災計画」との整合を図りながら、本町の地域特性や防災上の課題等を勘案し、策定するものです。

本計画の位置づけを図1－1に示します。

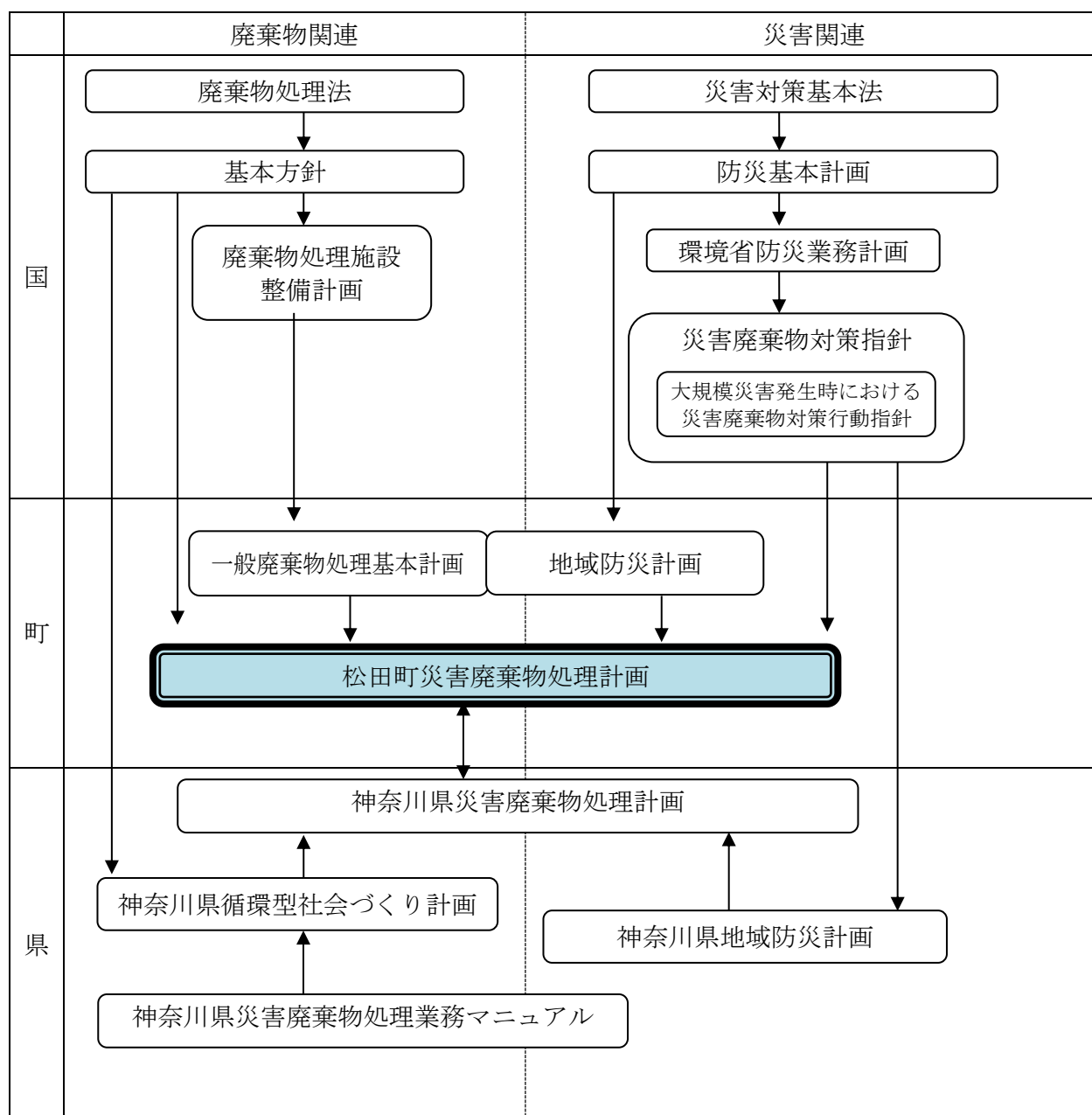


図1－1 本計画の位置付け

(2) 計画の構成

本計画は、「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成となっています。

第1章 基本的事項

1 計画の基本的な考え方

本計画は、自らが被災市町村となることを想定し、本町において災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平時から推進していく取組（平時の備え）及び発災時の時期毎に対応が必要な事項（発災時の対応）等を計画として取りまとめたものです。

なお、新たな知見等、状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行います。

2 処理の役割分担

(1) 町の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2の規定により、町が主体となってその処理を行います。

発災後速やかに、避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集処理を開始するとともに、避難所ごみを含めた生活ごみの収集処理を開始します。また、災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）については、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

(2) 一部事務組合の役割

構成町である大井町及び中井町と連携しながら、足柄東部清掃組合大井美化センター、粗大ごみ処理施設等で災害廃棄物（ごみ）の処理を行います。

また、足柄上衛生組合構成市町と連携しながら、災害廃棄物（し尿）の処理を行います。

(3) 県の役割

県は、本町が被災した場合、災害廃棄物処理対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、本町だけでは処理が困難な場合、他の市町村等と連携し、広域的な支援体制を整備します。

また、地震や津波等により甚大な被害を受け、町が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により町が県へ災害廃棄物の処理の事務委託をし、県が処理の主体として直接業務を行います。

(4) 廃棄物事業者・団体の役割

本町や県と災害時の協力協定を締結している廃棄物事業者・団体は、町又は県からの要請に応じて、速やかに支援を行います。

(5) 事業者等の役割

有害廃棄物その他処理困難物を排出する可能性のある事業者は、主体的にこれらの適正処理に努めます。

(6) 町民の役割

ごみの分別ルールを守るなど、災害廃棄物処理計画及び発災時に策定される災害廃棄物処理実行計画に従い、町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう排出する。

3 処理の基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

計画的な処理

東日本大震災や阪神・淡路大震災の処理実績を踏まえ、3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

関係機関との連携

足柄東部清掃組合、足柄上衛生組合、民間事業者・団体、他市町村、県等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

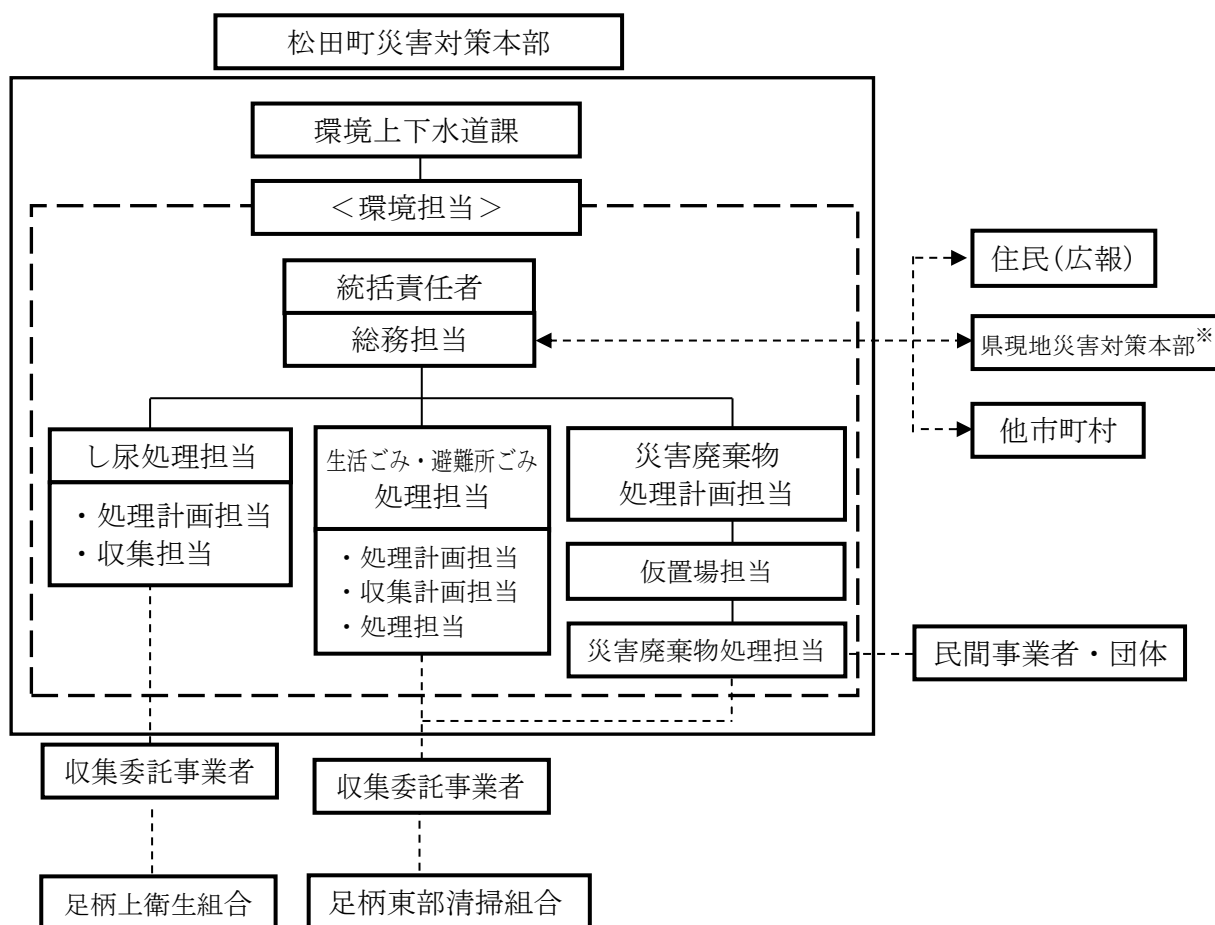
4 災害廃棄物の処理体制

(1) 組織体制

ア 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき松田町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置します。

災害廃棄物対策については、図1-2に示すように環境上下水道課が災害対策本部の一組織として、その業務を担います。災害廃棄物処理は災害発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。



※県西地域県政総合センターに設置

図1-2 災害対策本部が設置された場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

イ 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合

被災状況に応じて、災害対策本部が設置された場合と同様に、図1-3のように組織し、災害廃棄物の処理に関する業務を行います。

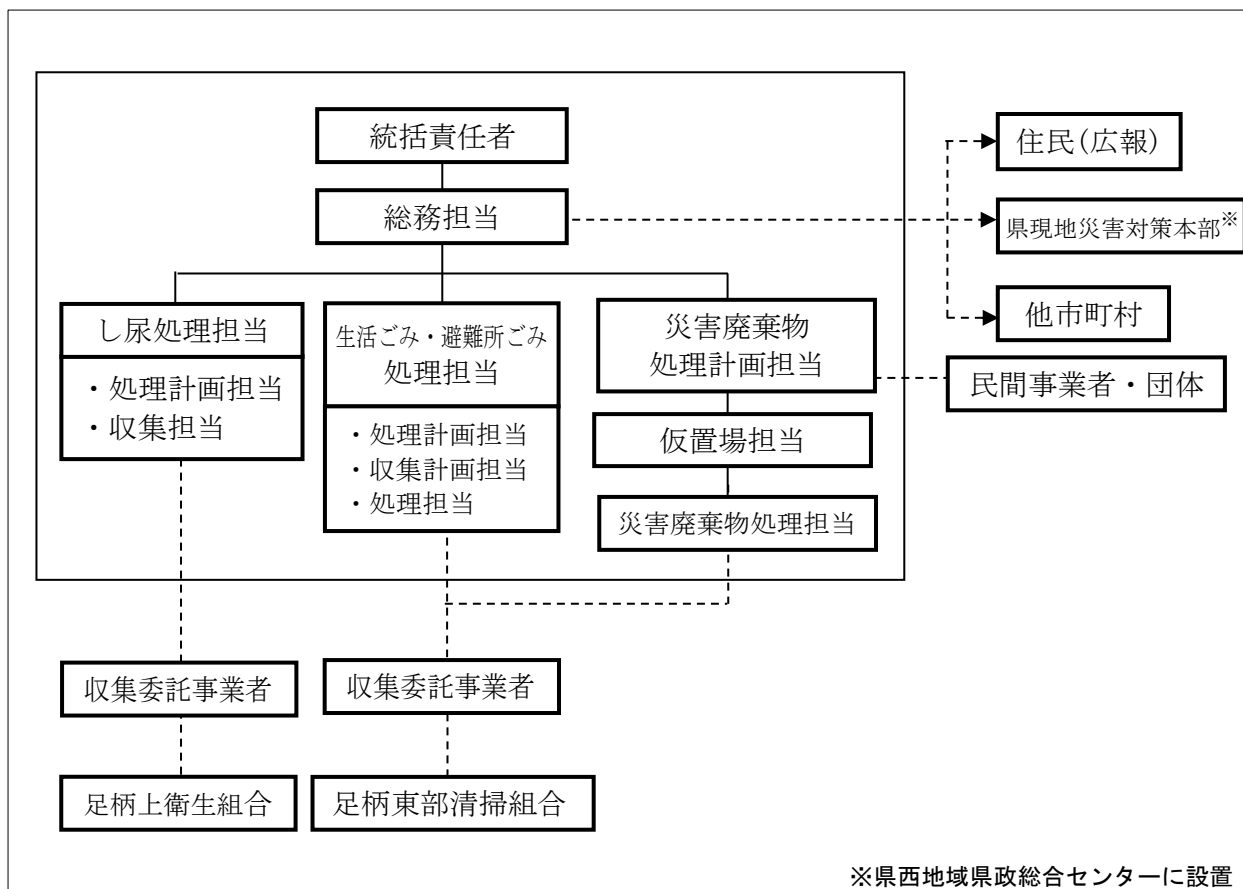


図1-3 災害対策本部が設置されなかった場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

(2) 処理体制

平時より排出から最終処分までの各段階において、本町と足柄東部清掃組合でより一層の減量化・資源化を推進しています。発災時においても、原則として足柄東部清掃組合の処理施設を中心に処理を実施します。

大規模災害発生時には、県と連携しながら、県西地域県政総合センター所管内の市町や同センター所管域を越えた市町村等に支援を要請し、速やかな処理を実施します。

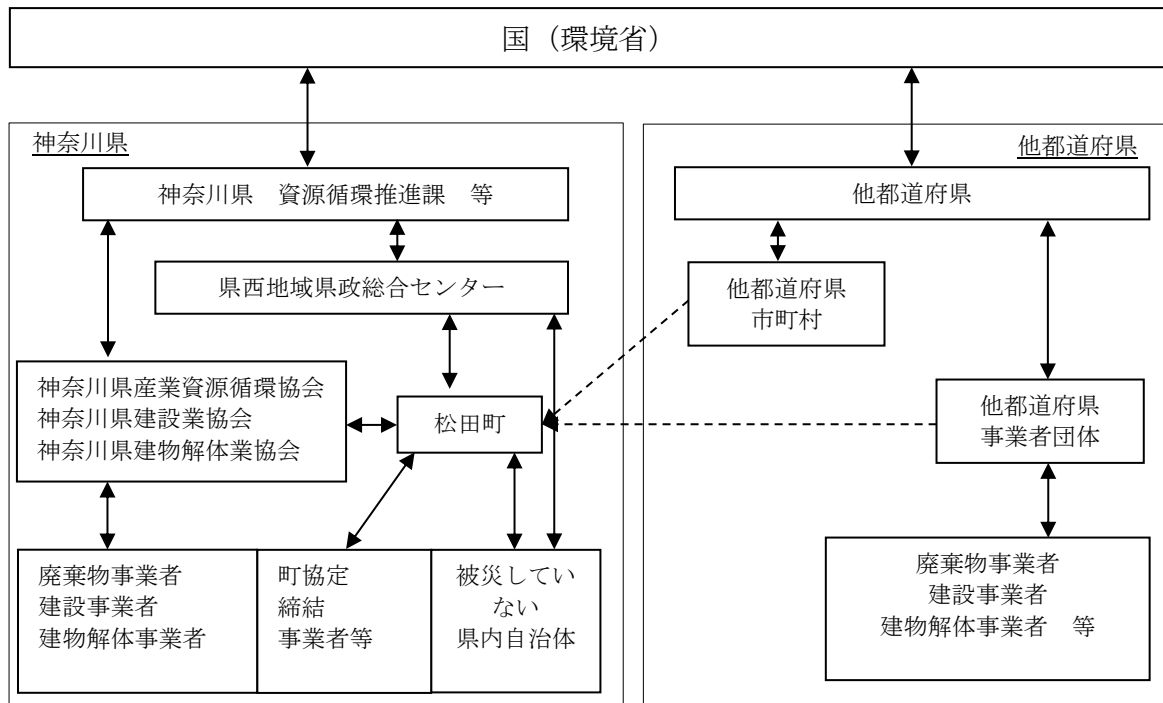


図1—4 支援体制（参考：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル）

5 対象災害と災害廃棄物発生量

（1）対象災害

本計画では、地震災害、水害及びその他自然災害を対象とします。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

(2) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、災害により発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「生活ごみ」という。）及びし尿とします。

種 類		留意事項等
災害により発生する廃棄物	可燃物	・可燃物（木質廃材、廃プラスチック、紙類、繊維等）が比較的多く含まれるもの。 ・効率的に処理を行うためできるだけ混合状態としない方がよい。 ・可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがあるため、処理を進めるなどして滞留（堆積）時間を短くすることが必要である。
	不燃物	・廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、ガラス、陶磁器、煉瓦、瓦等、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	・鉄筋コンクリート構造の建物・構造物等の解体、住宅の基礎やブロック塀の撤去の際に発生したコンクリート破片やコンクリート塊（鉄筋混じり）等を主体とするもの。 ・リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去、破碎等が必要である。
	金属くず	・鉄骨構造の建物・構造物等の解体の際に発生した鉄骨や、鉄筋、金属サッシ、シャッターのほか、機械類、家電製品（家電リサイクル品目を除く。）等を主体とするもの。
	木くず	・木造建物（住居・倉庫等）の解体の際に発生又は津波により破損・流出した廃木材（柱・梁材等）、内装建材、不用家具等の木質廃材を主体とするもの。 ・角材・柱材等が主体の混合物 ・リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要である。 ・火災防止措置を検討する必要がある
	腐敗性廃棄物	・畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、リサイクル可能なものは家電リサイクルルートでリサイクルする。 ・リサイクル可能なものは指定引き取り場所に搬入する。 ・リサイクルができないものは、災害廃棄物として他の災害廃棄物と一緒に処理する。
	廃自動車等	・使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	有害廃棄物	・アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物

	その他処理 困難物	・消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボードなど ・消火器については日本消火器工業会等、カセットコンロ・カセットボンベは一般社団法人日本ガス石油機器工業会等専門業者等に相談等して処理処分する。 ・エアゾール缶は一般社団法人日本エアゾール協会等と相談等して処理処分する。
	水害堆積物	・川や側溝の土砂やヘドロが川の氾濫により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が水害に巻き込まれたもの
	太陽光パネル	・被災した太陽光パネルの表面（発電素子部分）を表にして仮置きすると発電をするため、感電する恐れがあることから、必ずビニールシート等でカバーするとともに裏面を表にして仮置きする。 ・太陽光発電協会、一般社団法人日本電機工業会等の専門業者に相談等してリサイクルすることを基本とする。
生活ごみ	家庭ごみ	・家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	・避難所から排出される生活ごみなど
し尿		・仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿

表 1-1 災害廃棄物の種類

災害廃棄物処理事業の対象から除外されるもの

- ① 生活環境の保全上支障があるとはいえないもの
- ② 災害発生以前から既に家庭で不要品となっていたもの
- ③ 他の公共施設、河川、道路など、管理者がいる施設から排出された廃棄物や土砂
- ④ 海岸管理者が行う場合の漂着流木
- ⑤ その他、緊急に処理しなければ支障があるとは認めがたいもの
- ⑥ 国土交通省所管の都市災害復旧事業で処理することとなった堆積土砂※
- ⑦ 火山灰

【参考：火山灰処理について】

火山災害では、火山灰の処理が課題となる可能性があります。火山灰は災害廃棄物に該当しませんが、以下に従って火山灰の処理を行うことを検討します。

◆法令上の火山灰の取り扱い

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない
- ・「土壌汚染対策法」の対象外
- ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」における「廃棄物」に該当し、船舶等から海洋への廃棄は原則禁止

※毒性のガス成分（HF、HCl、SO₂、H₂S、CO₂、CO 等）が付着している場合があります、サンプル調査等により科学的性質を確認する等の留意が必要

※大量の降灰があった場合などにおいて、「環境大臣が緊急に処理することが必要だと判断した場合」は、海洋への廃棄が認められる可能性がある。

I. 火山灰の処理フロー

火山灰の処理フロー（例）を図 に示す。



II. 火山灰仮置き場の考え方

- ・道路その他施設の火山灰の除去作業を行い、地域内及び近隣に一時的に集積する。
- ・仮置き期間は、1～3ヶ月程度を想定する。

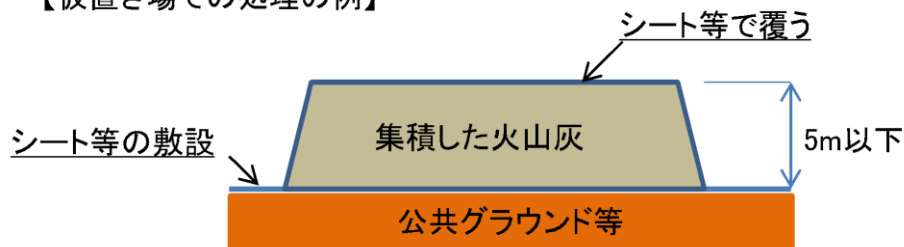
《用地の主な要件》

- ・平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）
- ・河川や水路等から一定程度離れた場所（後日、処理場へ移動させることを念頭）
- ・公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者と合意が必要）（例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地 他

《留意事項》

- ・用地の現状復旧や処理場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設）
- ・風による飛散の防止（シート等で覆う）
- ・降雨による流出防止（排水溝の設置）
- ・火山灰盛土の崩壊防止（盛土高5m以下） 等

【仮置き場での処理の例】



資料：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）

(3) 災害廃棄物発生量の推計等

想定地震は、地震発生の切迫性や被害の大きさ等を考慮して、次の4地震を選定しました。

災害廃棄物（水害堆積物）、避難所ごみ及びし尿の発生量については、被害想定調査と国対策指針（技術資料）をもとに推計しました。

表 1－2 想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	発生確率	本計画の想定地震として 選定した理由
都心南部直下地震	7.3	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されているため。
神奈川県西部地震	6.7	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	神奈川県西部を震源域とする地震。歴史的に繰り返し発生していることが知られており、発生の切迫性が指摘されているため。
南海トラフ巨大地震	9.0	30年以内70%程度	南海トラフを震源域とする地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため。
大正型関東地震	8.2	30年以内0～5%程度	相模トラフを震源域とし、1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減殺対策の対象として考慮。

表 1－3 し尿の想定発生量

想定地震	発生量 (KL/日)	仮設トイレ必要数 (目安)
都心南部直下地震	0.626	3
神奈川県西部地震	1.101	6
南海トラフ巨大地震	0.701	1
大正型関東地震	18.179	134

表 1－4 避難所ごみの想定発生量

想定地震	発生量 (t/日)	避難者数 (人)
都心南部直下地震	0.08	120
神奈川県西部地震	0.15	230
南海トラフ巨大地震	0.05	160
大正型関東地震	4.84	7,390

表 1－5 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）の想定発生量 単位：t

想定地震	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金 属	柱角材	その他	合計
都心南部 直下地震	1,286	2,269	3,101	227	378	303	7,563
神奈川県 西部地震	2,605	4,597	6,283	460	766	613	15,325
南海トラフ 巨大地震	702	1,238	1,692	124	206	165	4,127
大正型関 東地震	50,058	88,337	120,728	8,834	14,723	11,778	294,458

6 災害廃棄物の処理の流れ

(1) し尿

断水や上下水道の損壊等により、避難所等において、仮設トイレの設置及びそれに伴うし尿の収集処理が必要となります。

発災時には、仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置するとともに、図1－4のとおり避難所に設置した仮設トイレや家庭からのし尿を計画的に平時と同様、足柄上衛生組合足柄衛生センターのし尿処理施設で処理します。

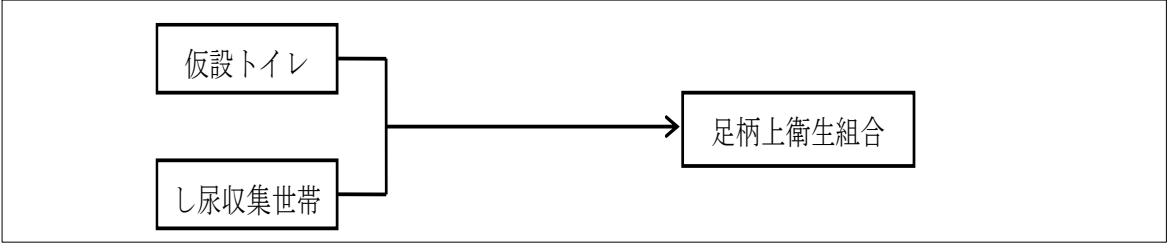


図1－4 し尿の処理フロー

(2) 生活ごみ

家庭ごみは、平時のごみステーション等による収集を基本とし、避難所を組み入れた収集運搬ルートを確認の上、収集を行います。

また、分別については、表1－6のとおり、原則として平時と同様に9分別とします。避難所においても、避難者に対して分別の周知を行います。

収集したごみは、図1－5のとおり、原則として仮置場には搬入せずに、平時と同様に、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・カン及びビン、ペットボトルは足柄東部清掃組合で焼却・埋立処理を行います。また、ペットボトル・容器包装プラスチックは再生業者に搬入し、古紙・布類、新聞・雑誌は再生業者へ売却し、再資源化又は最終処分を行います。

表1－6 ごみの種類	
ごみ種類	
可燃ごみ	
不燃ごみ・有害ごみ	
資源 ご み	カン
	ビン
	ペットボトル
	容器包装プラスチック
	古紙・布
	新聞・雑誌
粗大ごみ	

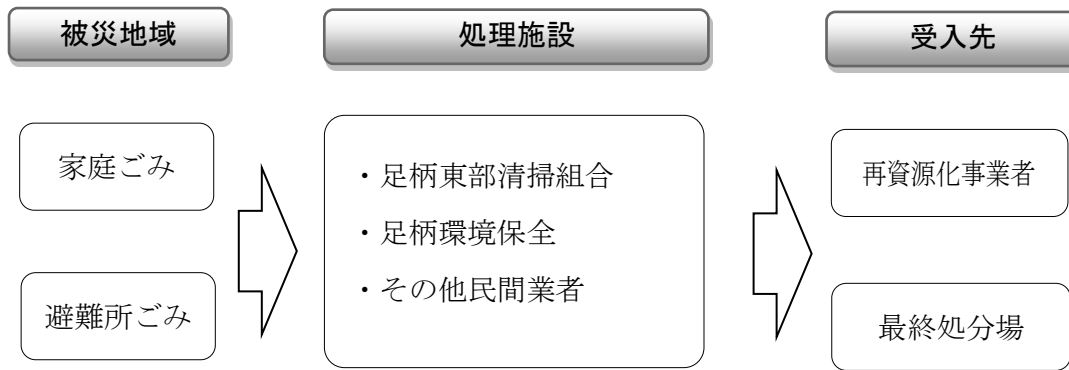


図1－5 生活ごみの処理の全体の流れ

(3) 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）

ア 概要

災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れは、図1－6に示すとおりです。

災害廃棄物を一次仮置場に集め、粗選別を行います。その後、二次仮置場において最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行い、最終処分又は再生利用を行います。

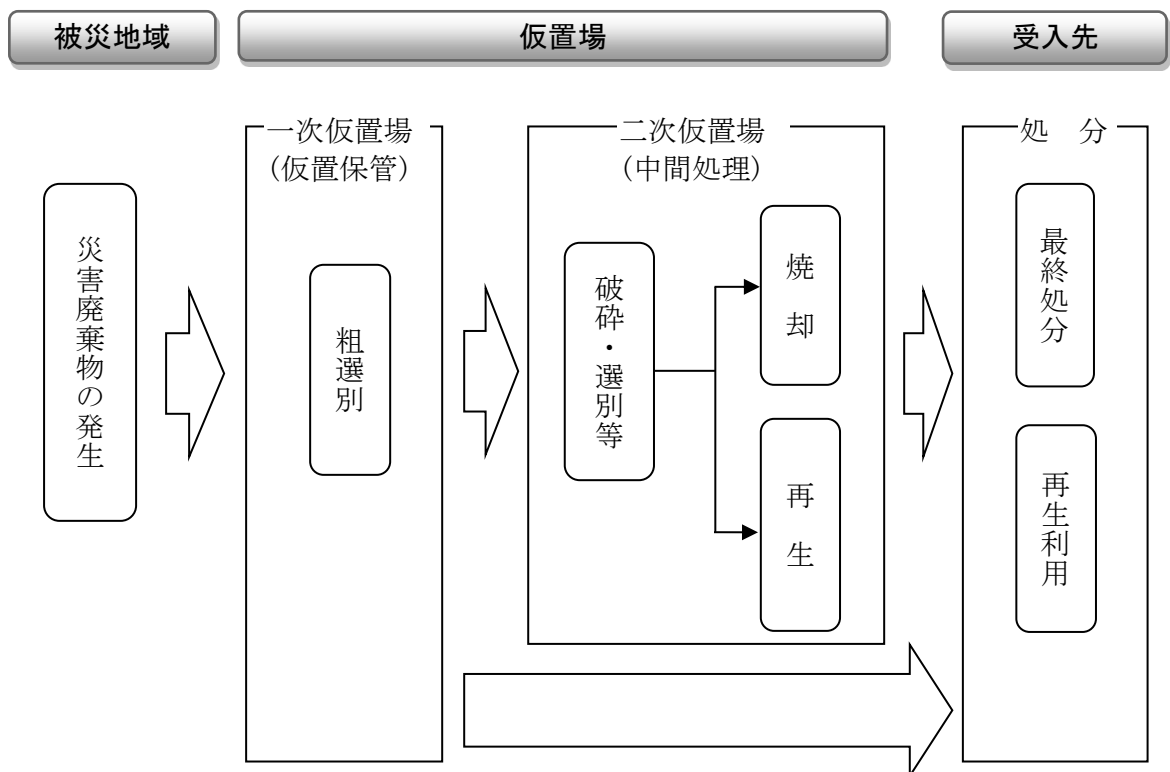


図1－6 災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の全体の流れ

イ 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所で、主に一時的な仮置きを行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別、焼却処理等を行う二次仮置場があります。

仮置場の種類

- 一次仮置場：家屋等から排出される災害廃棄物や、道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する置場。分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行うこともある。
- 二次仮置場：一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための置場。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

ウ 収集運搬

生活環境に支障が生じないように、発災後、速やかに災害廃棄物を撤去します。

収集運搬車両や作業員が不足する場合は、平時に締結している協定等に基づき、民間事業者・団体や他の市町村、県等に支援要請し、対応します。

エ 処理

可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

町だけで処理することが困難な場合は、平時に締結している協定等に基づき、民間事業者・団体や他の市町村、県等に支援要請し、対応します。

7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画

(1) 災害廃棄物処理計画

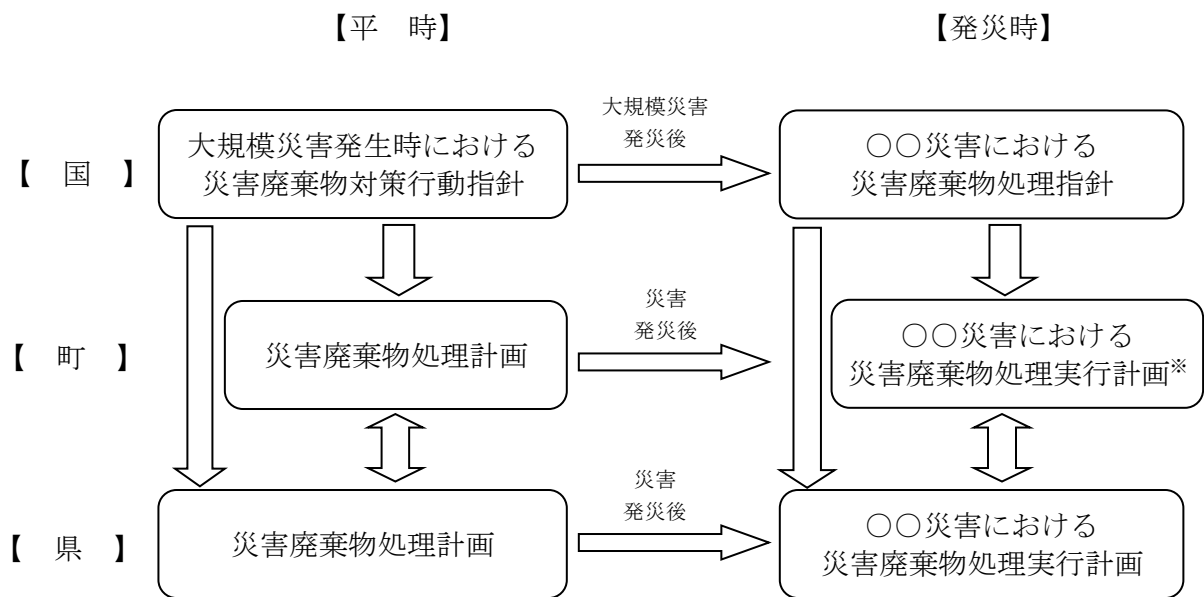
新たな知見等、状況の変化に応じて適宜本計画の見直しを行います。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める計画です。

被害状況等を速やかに把握し、実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。

本計画と実行計画の関係を図1-7に示します。



※国庫補助金の申請をする際の添付資料の一つとなる

図1-7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画の関係

第2章 平時の備え

発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を行うため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備します。

1 し尿処理業務

(1) 仮設トイレ等の備蓄

し尿の推計発生量をもとに、仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行います。また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、本町では、県西地域広域市町村の自治体との災害時における相互応援協定に関する協定を締結しています。

また、近隣の災害状況を見ながら、県内だけでなく、県外の市町村、民間事業者との災害協定を締結できるように調整し、対策の充実を図ります。

(2) し尿の収集・処理体制の確保

仮設トイレの備蓄場所等をもとに、大規模災害時を想定した主要なし尿の収集ルートを廃棄物収集業者と事前に計画するとともに、民間事業者・団体や他市町村や県等と広域的な収集・処理体制を確保します。

2 生活ごみ処理業務

(1) 生活ごみの収集体制の確保

平時の家庭ごみの収集ルートに、避難所ごみの収集を組み込んだ主要な収集ルートを廃棄物収集業者と事前に計画します。

また、町委託業者の収集車両だけでは対応が困難な場合を想定し、民間事業者・団体や他市町村、県等からの応援を含めた収集体制を確保します。

(2) 生活ごみの処理体制の確保

発災時には、平時に処理をしている廃棄物とは性状が異なる廃棄物も発生するため、既存の処理施設における受入条件等を事前に調整します。

また、本町では中井町、大井町との広域ごみ処理施設である足柄東部清掃組合を所有しておりますが、処理施設の損壊などにより、既存の処理体制では対応が困難な場

合が想定されます。

そのため、本町では南足柄市、足柄西部清掃組合との廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定を締結しています。その他にも民間事業者・団体や他市町村、県等からの応援を含めた処理体制を確保します。

(3) 避難所ごみへの対応

避難所では、一般ごみのほか、ビン、カン、ダンボール、プラスチック製容器包装等の資源物が大量に発生することが想定されます。避難所ごとにごみの保管場所を計画し、ダンボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って、分別を行います。分別方法については、平時と同様となります。

(4) 町民への啓発・広報

災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するためには、町民の理解と協力が不可欠です。

例えば、災害発災後は収集が再開されるまでの間、生活ごみを自宅で保管してもらうことがあることや、生活ごみの分別は平時と同様であることなど、平時から町民への啓発・広報を行います。

避難所で発生する廃棄物の一例

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。

3 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）処理業務

（1）仮置場候補地の確保

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに仮置場を設置することが重要です。

推計した災害廃棄物発生量に基づき、算定した仮置場の必要面積は表2-1のとおりです。

表2-1 仮置場の必要面積

想定地震	災害廃棄物発生量	仮置場の必要面積
都心南部直下地震	7,563 t	3,279 m ²
神奈川県西部地震	15,325 t	6,644 m ²
南海トラフ巨大地震	4,127 t	1,789 m ²
大正型関東地震	294,458 t	127,658 m ²

ア 仮置場候補地の選定

平時から、仮置場候補地の選定にあたっては、グラウンド、公園などの町有地を基本に、利用可能性について調査を行い、被害の状況や程度、地理的条件や搬入・搬出路等を考慮しながら検討します。

また空地等は、自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等の利用が想定されることから、関係部局と調整を図りながら候補地を選定します。

表2-2 仮置場候補地

名称	住所	面積（m ² ）※	備考
宮下児童公園	松田惣領 1646	2,530	
中丸児童公園	松田惣領 915-2	1,312	
西平畑公園	松田惣領 2,964-1	2,316	指定管理施設
三角堤公園	松田惣領 15-1	2,789	
店屋場公園	松田惣領 436	1,409	
最明寺史跡公園	松田庶子 2062	1,745	
湯の沢西公園	寄字 2 番 121-26、130-8	1,373	
創生推進拠点施設	松田惣領 321-1	2,118	指定管理施設
松田中学校グラウンド	松田惣領 1400	7,798	広域避難場所指定

松田小学校グラウンド	松田庶子 200	4,986	広域避難場所指定
松田幼稚園園庭	神山 404	2,408	広域避難場所指定
町営臨時駐車場	松田惣領 1291-3	1,777	広域避難場所指定
湯の沢西公園	寄 130-8	1,373	広域避難場所指定
寄小学校グラウンド	寄 2540	5,268	広域避難場所指定
寄みやまグラウンド	寄 3111	10,600	広域避難場所指定
松田中学校グラウンド	松田惣領 1400	7,798	広域避難場所指定
神山ふれあい広場	神山 67-1 ほか	3,579	占用地

※建物・遊具等の構造物の面積を含む

※ 実際の災害では、災害の種類と共に、被害の状況や程度、地形、地域特性など、さまざまな条件や制約が考えられるので、想定される被害に対し複数の候補地が選択できるように、柔軟に設定していきます。

イ 仮置場の設置・運営方法を計画

推計した発生量より仮置場必要面積を算定し、関係部局と調整のうえ、表2-2の仮置場候補地より確保します。また、仮置場の設置に先立ち、資機材・人員の確保、現地確認（搬出入路等の整備）を行います。

（2）産業廃棄物処理施設の情報把握

災害廃棄物は一般廃棄物ですが、廃棄物処理法第15条の2の5第2項では、非常災害時に既存の産業廃棄物処理施設において産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することについての特例が規定されています。

こうした災害廃棄物については、市町村等の一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設も活用することで迅速な処理が可能となることから、県と連携し、平時より産業廃棄物処理施設に係る情報を把握します。

4 一般廃棄物処理施設の耐震化等

大井町や中井町と共同で設置している足柄東部清掃組合及び一市五町の共同で設置している足柄上衛生組合の一般廃棄物処理施設について、耐震化等の取組を促進します。

(1) 施設の耐震化

大規模災害に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化を図る必要があります。

既存の施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。また、新設の施設については、耐震性、浸水対策等に配慮します。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となる施設であるため、廃棄物処理施設の業務継続計画を策定します。

(3) 施設の補修体制の整備

発災時に施設を迅速に稼働できるように施設等の修復に関する手引きを作成するなど、平時から施設の点検・補修体制を整備します。

(4) 備蓄資機材の確保

施設を稼働するために必要な備蓄資機材の確保・充実を図ります。

また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、民間事業者・団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策の充実を図ります。

5 協力体制の構築

(1) 市町村における相互援助体制の構築

非常時においても一般廃棄物の適正処理の保持及び生活環境の保全を図るため、表2-3の示すとおり相互援助協定を締結しています。必要に応じて協定を見直すなど、区域内における処理体制の充実を図ります。

さらに、近年では災害が集中して発生するため、近隣の災害状況を見ながら、県内だけでなく県外の市町村、民間事業者との災害協定を締結できるように調整し、対策の充実を図ります。

(2) 民間事業者・団体等との連携

民間事業者・団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について、社会福祉協議会やボランティア関係団体（NPO）、ボランティア等と災害対応に係る情報を共有し、平時から連携体制を構築します。

表2-3 災害時の応援協定一覧

区分	協 定 名	協定締結の相手方	締 結 日
災害全般	災害時における相互応援協定に関する協定	県西地域広域市町村圏	H 8 . 2 . 2 3
	災害時における応急対応に関する協定	一般社団法人 松田地区建設業協会	H 1 4 . 1 2 . 1 6
	災害時における相互応援協定に関する協定	一市三町広域行政推進協議会	H 1 7 . 1 2 . 1 6
	地震、風水害及びその他の災害における応急工事等に関する業務協定	一般社団法人足柄建設業協会	H 2 6 . 5 . 2 9
	松田町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	松田町社会福祉協議会	H 2 6 . 9 . 3 0
廃棄物関係	廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定	南足柄市・足柄東部清掃組合・足柄西部清掃組合	H 6 . 3 . 3 1
	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	広域一般廃棄物事業協同組合	R 1 . 7 . 8
	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	広域一般廃棄物事業協同組合	H 2 6 . 6 . 9
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	公益財団法人神奈川県産業資源循環協会	R 3 . 1 2 . 9
	災害廃棄物の処理に関する協定	公益財団法人神奈川県産業資源循環協会	R 4 . 7 . 2 9

第3章 発災時の対応

発災後の時期や処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物の処理に関する業務を行います。発災後の時期区分と特徴は、表3-1に示す通りです。

表3-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う。）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後3か月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	発災後3年程度までに業務完了

※時間の目安は災害の規模や種類によって異なる。

1 初動対応（発災後数日間）

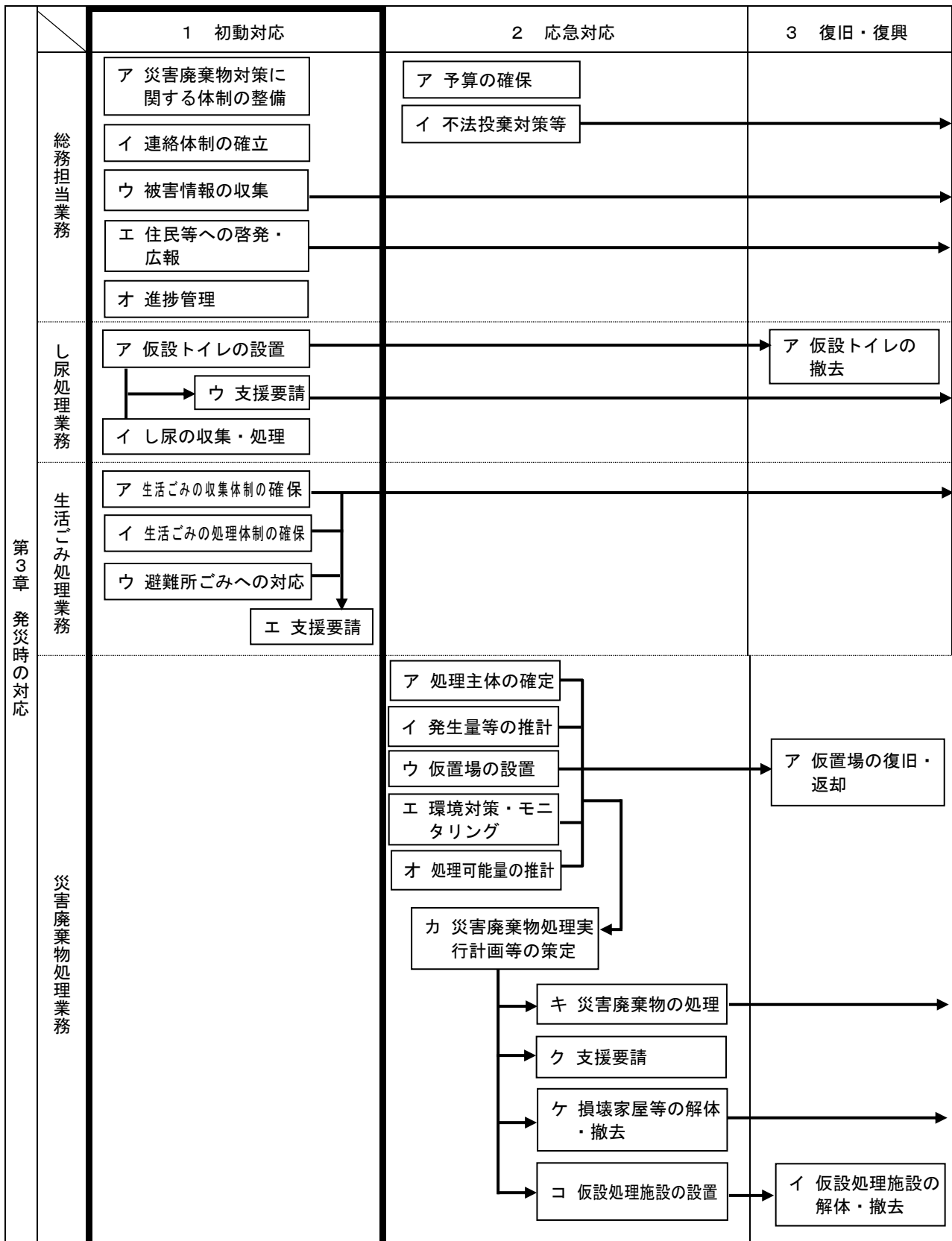
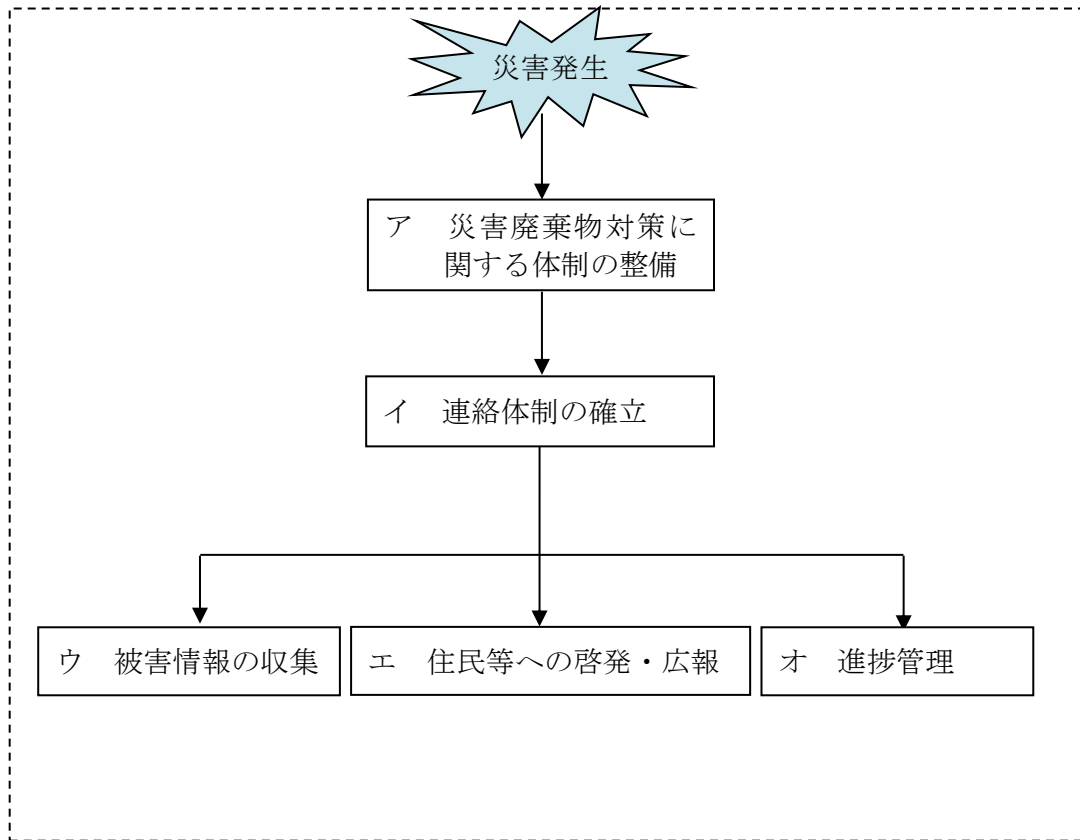


図3-1 発災時における全体業務フロー

表3-2 災害時初動対応

時期	対応事項
1 2時間以内	職員は、身の安全を確保したのち、職員の参集状況を確認した上で、災害時組織体制に移行する。
2 4時間以内	生活ごみ等の収集運搬の継続可否や災害廃棄物及び避難所ごみ等のおおよその発生量を把握するための被害状況（建物被害等）、道路交通情報、収集運搬車両及び廃棄物処理施設等の被害情報を災害対策本部と連携し収集する。その上で、被害状況を踏まえて仮置場を選定する。
3 日以内	この時期までに、片付けごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿の収集運搬の体制を確保するとともに、被災していない地域の生活ごみやし尿の収集運搬体制を維持する。また、仮置場の開設概要（場所、受入時間、受入品目等）について、当該住民に周知する。なお、町単独での対応は困難であることが想定されるため、県内の市町村、他の都道府県、関係省庁、事業者等からの支援を受けることも視野に入れて検討する。
1 週間以内	仮置場の適切な管理・運営が実施されるよう、体制を構築する。仮置場などの管理業務については、他の自治体や民間事業者等への委託を早期に行い、当部局職員は、処理方針や計画の策定、他部局や事業者・関係団体等との連絡調整、契約手続等の事業全体に係る業務に注力する。
3 週間以内	初動対応以降の処理方針を検討するため、災害廃棄物及び避難所ごみ等の発生量を推計するための情報収集活動を継続するとともに、災害廃棄物処理のスケジュールと処理・処分の方法についての検討を開始する。

(1) 総務担当業務



ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備

総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当及び災害廃棄物処理担当の4つの分野に分け、表3-3のとおり災害廃棄物対策に関する体制を整備します。

表3-3 各担当の分担業務例

	担 当 名	主な分担業務	担 当 課
総務	総 務 担 当	・ 災害廃棄物等対策の全体の進捗管理 ・ 災害廃棄物処理実行計画の総括 ・ 関係機関や各作業の状況に応じた意思決定 ・ 担当職員参集状況の確認と人員配置 ・ 災害対策本部との連絡・調整 ・ 連絡体制の確立と情報収集 ・ 被災状況の収集・整理 ・ 県、他市町村との連絡調整 ・ 予算の確保、国庫補助金への対応 ・ 支援の要請や受援体制の確保（対外対応） ・ 町民への広報・啓発（ごみ・し尿収集・仮置場）	環境上下 水道課 応援職員
し尿処理	し尿計画担当	・ 仮設トイレの設置・維持管理・撤去計画 ・ し尿収集発生量の推計 ・ し尿処理計画の更新 ・ し尿の収集業務の管理	環境上下 水道課
	し尿収集担当	・ し尿収集車両の被害状況の確認・報告 ・ 仮設トイレ等及び家庭からのし尿の収集・運搬の業務管理	環境上下 水道課
	し尿処理担当	・ し尿処理施設の被害状況の確認・報告 ・ 収集されたし尿の処理	足柄上衛 生組合
生活ごみ	生活ごみ処理計画担当	・ 発生量の推計 ・ ごみ処理計画の更新	環境上下 水道課
	生活ごみ収集担当	・ ごみ収集車両の被害状況の確認・報告 ・ ごみの収集業務の管理 ・ 避難所等への臨時収集場所への設置 ・ 集積所の衛生・維持管理	環境上下 水道課

	生活ごみ処理担当	・ごみ処理施設の被害状況の確認・報告 ・避難所及び一般家庭から収集されたごみの処理	足柄東部 清掃組合
災害廃棄物	災害廃棄物処理計画担当	・発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・各委託業務の積算及び監督	環境上下 水道課 民間事業者 協力団体
	仮置場担当	・仮置場の設置・運営管理・撤去・土地の復旧 ・路上廃棄物の収集運搬及び処理	
	災害廃棄物処理担当	・災害廃棄物の処理 ・環境対策・モニタリング ・災害廃棄物の処理委託等に関する調整 ・適正処理困難物・有害廃棄物管理	

イ 連絡体制の確立

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、連絡体制を構築し、情報収集・連絡調整を行うことが重要です。

足柄東部清掃組合、足柄上衛生組合、民間事業者・団体、他市町村、県と、電話、防災行政無線網、FAX、電子メール等により速やかに連絡体制を確立します。

ウ 被害情報の収集

足柄東部清掃組合、足柄上衛生組合、民間事業者・団体、他市町村、県に対する聴取及び現地確認などにより、被害情報を表3-4に示す項目について収集します。被害状況や災害廃棄物の発生・処理状況は、時間経過とともに変化するため、定期的、継続的に情報収集を行い、収集した情報については県へ報告します。

表3-4 収集する主な情報

区 分	収集項目	目 的
避難所と避難者数	・ 避難所名 ・ 避難者数 ・ 避難所の仮設トイレ数	避難所ごみ、し尿の発生量の推計
建物の被害状況	・ 全壊、半壊、一部損壊棟数 ・ 焼失棟数	災害廃棄物発生量の推計
上下水道の被害状況	・ 水道施設の被害状況 ・ 断水（水道被害）の状況と復旧見通し ・ 下水処理施設の被災状況	し尿発生量の推計
道路・橋りょうの被害状況	被害状況と開通見通し	・ 災害廃棄物の収集運搬体制への影響 ・ 仮置場の設置
廃棄物処理施設の被災状況	・ 被災状況 ・ 復旧見通し ・ 処理可能量 ・ 必要な支援	処理可能量の検討
災害廃棄物の発生状況	・ 種類と量 ・ 必要な支援	処理可能量の検討
仮置場の整備状況	・ 仮置場の位置と規模 ・ 必要な支援	

エ 住民等への啓発・広報等

分別を徹底するとともに、災害廃棄物の不法投棄を防止するために、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について、効果的な手法を用いて住民等に啓発・広報を行います。

提供する情報の例

- 町の窓口情報
- 避難所や仮置場におけるごみの分別方法
- 腐敗性廃棄物の処理を優先するため、収集日・収集回数の変更、資源ごみの収集はしばらく行わないこと等
- 災害廃棄物の収集方法、収集時間及び期間
- 災害廃棄物の分別方法、生ごみや危険物を仮置場に持ち込まない等のルール
- 住民が搬入できる仮置場の場所、搬入時間・期間等
- 不法投棄、便乗ごみ、不適正処理禁止の啓発
- 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請窓口

啓発・広報の方法

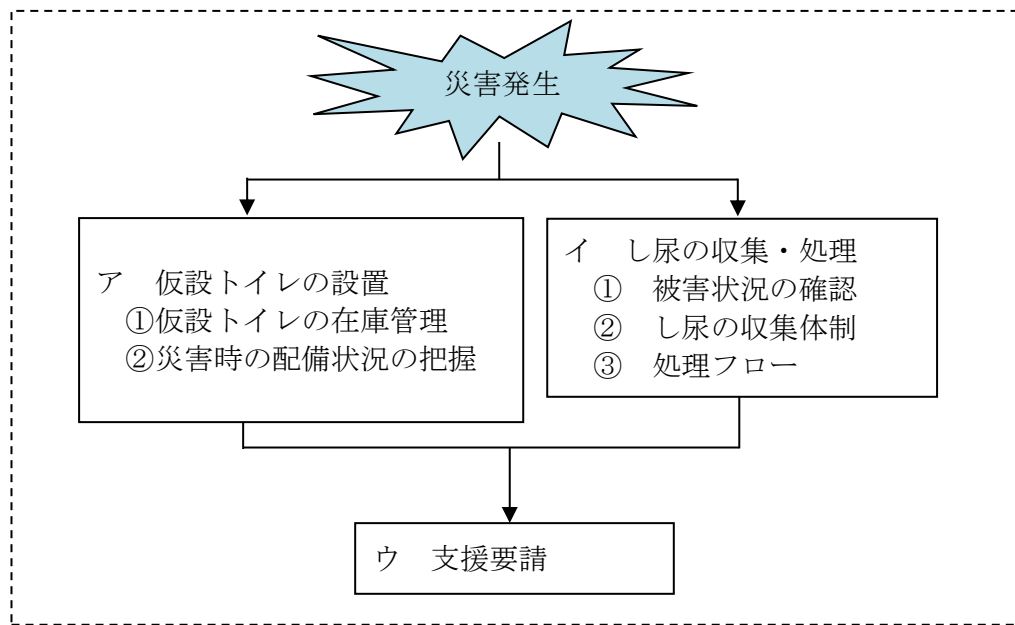
地域毎の効果的な広報手法を確認し、住民に正確かつ迅速に周知します。
また、外国人を対象として放送やホームページ、チラシの作成等による周知をします。

- 防災行政無線
- 広報車
- 避難所やごみステーション・集会所・掲示板・公共施設へのポスター掲示、チラシの配布
- 災害支援に関する広報誌への掲載
- チラシの戸別配布・回覧、新聞等へのチラシの折り込み
- ホームページ、SNS
- テレビ・ラジオ・新聞
- 自治会等への説明、町長を通じた広報 等

オ 進捗管理

災害廃棄物の発生状況についての的確に把握し、災害廃棄物処理が計画的に進むよう処理の進捗管理を行います。

(2) し尿処理業務



ア 仮設トイレの設置

し尿の収集・処理体制を検討するため、し尿の発生量を推計するとともに、避難所の避難者数、配置する仮設トイレの種類等を考慮して、仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置します。

簡易トイレは平時に備蓄しているものから優先的に利用し、設置の際はし尿収集車両の出入りや、臭気など、避難所や周辺世帯への影響に配慮し対応します。

種類	個数
携帯トイレ	10,000個
マンホールトイレ	5個

※令和6年度保有数

し尿の発生量推計

し尿発生量

$$\begin{aligned}
 &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1日1人平均排出量} \\
 &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\
 &\quad \times \text{③1人1日平均排出量}
 \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

$$\begin{aligned}
 \text{断水による仮設トイレ必要人数} &= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \\
 &\quad \times \text{上水道支障率} \times 1/2
 \end{aligned}$$

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

総人口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道を使用する世帯のうち
1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口＝汲取人口－避難者数×（汲取人口／総人口）

汲取人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量＝1.7L/人・日

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」（環境省）

仮設トイレの設置数の目安

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

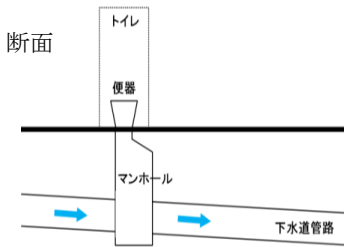
- ・ 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基
- ・ その他、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基
- ・ トイレの平均的な使用回数は、1日5回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保等計画を作成することが望ましい。

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府防災担当 H28 発行）

コラム

災害用トイレの種類

種類	概要・特徴
携帯トイレ 	・ 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ・ 消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。 ・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。
簡易トイレ組立式 	・ 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。 ・ トイレがない・洋式便器がない場合に段ボール、新聞紙、テープを使って作成することができる。
仮設トイレ 	・ 電気なしで利用できるものが多い。 ・ 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ・ 階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 ・ イベント時や建設現場で利用されることが多い。 ・ 仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。
マンホールトイレ  	・ 下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。 ・ 本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。 ・ 貯留機能を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、汲み取りが必要になる場合がある。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）及び「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（国土交通省）を一部修正

イ し尿の収集・処理

① 被害状況の確認

町で排出されるし尿を処理するため収集後、足柄上衛生組合で処理しています。発災後は速やかに、足柄衛生センターの被害状況の把握や安全性の確認を行い、損壊や支障の認められる場合は、その状況を速やかに、総務担当に報告し、県や他市町村へ支援要請等を行います。また、町で契約しているし尿収集委託業者の所有する収集車両について、調達可能な台数を確認します。

表 3-5 委託業者のし尿収集車両台数

所有者	車種	積載量	台数	人員
新生実業（有）	バキュームカー	3 t	2	4
（有）松田衛生社	バキュームカー	3 t	5	10

表 3-6 処理施設の被害状況の確認

施設名	処理能力	主な確認事項
一部事務組合 足柄上衛生組合 （住所）南足柄市班 目 1 5 4 7	1 5 0 k1／日	・建物 ・貯留槽 ・付帯設備の損壊
貯留槽 （住所）南足柄市班 目 1 5 4 7	7 5 k1／日 2 槽	・建物 ・希釈設備 ・付帯設備の損壊

② し尿の収集体制

発災時には平時に排出されるし尿の処理に加え、避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集が必要となるため、避難所への避難者数やし尿の収集が必要な仮設トイレの設置の情報を適宜収集し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

仮設トイレからの収集頻度は、仮設トイレ1基あたりの利用可能日数や衛生保持等を勘案して設定します。

仮設トイレ1基あたりの利用可能日数

$$\text{仮設トイレ1基あたりの利用可能日数} = \frac{\text{仮設トイレ利用人数} \times \text{し尿発生原単位（平均排出量）}}{\text{仮設トイレの容量}}$$

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2」（環境省）

③ 処理フロー

収集したし尿はすべて足柄上衛生組合に搬入します。

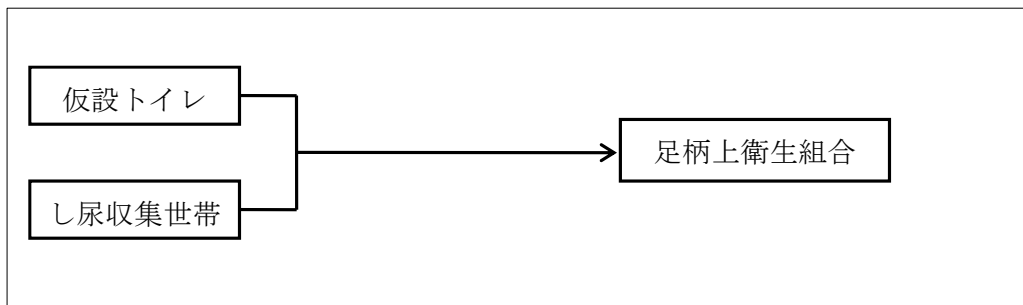
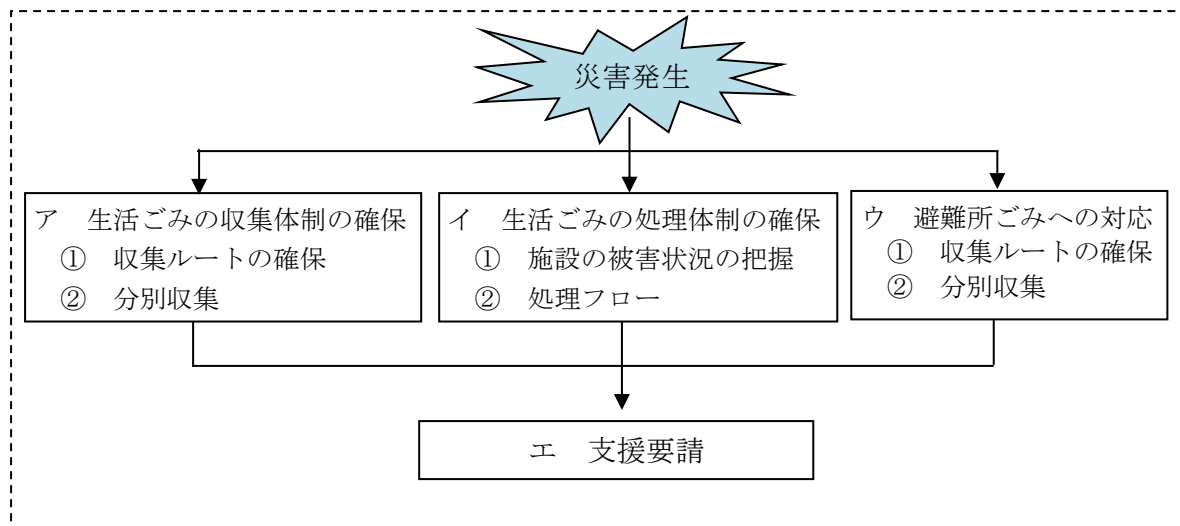


図3-2 し尿処理のフロー

ウ 支援要請

仮設トイレが不足する場合や、収集し尿の増加、施設の損壊等による処理能力の低下などによりし尿の収集・処理が困難な場合は、その状況を迅速かつ正確に把握するとともに、民間事業者・団体、他市町村、県に支援を要請します。

(3) 生活ごみ処理業務



ア 生活ごみの収集体制の確保

① 収集ルートの確保

町の委託業者が所有し、平時のごみ収集作業を行っている車両数は表3-6に示すとおりです。

発災時には、家庭から排出されるごみだけでなく、避難所から排出されるごみも収集する必要が生じます。避難所への避難者数は、大正型関東地震が発生した場合、最大で約7,390人とされています。

道路の不通などから、平時より収集効率が低下することを想定しながら、平時の家庭ごみの収集ルートに、避難所を組み入れ、平時と同様の収集は難しくなることが予想されるため、可燃ごみ（生ごみ）を優先的に収集していきます。

生活ごみの収集する優先順位

①可燃ごみ（生ごみ）

②資源ごみ（古紙・布類、新聞紙・雑誌類、ペットボトル、容器包装プラスチック、カン、ビン）

※避難所で大量に排出されることが予想されるため

③不燃ごみ（不燃物）

表 3-7 ごみ収集車両の平時の稼働台数

令和5年4月1日現在

	車 種	台 数	職員数
新生実業（有）	2 t ごみ収集車	2	4
新生実業（有）	3 t ごみ収集車	3	6
新生実業（有）	3.5 t ごみ収集車	1	2
（有）松田衛生社	2 t ごみ収集車	3	6
（有）松田衛生社	3 t ごみ収集車	3	6

② 分別収集

分別については、表 3-7 のとおり、原則として平時と同様に 9 分別とします。避難所においても、避難者に対して同様の分別の周知を行います。

収集したごみは、仮置場には搬入せずに、平時と同様に、可燃ごみ、不燃ごみ、カン、ビン、粗大ごみは足柄東部清掃組合に搬入します。また、ペットボトル及び容器包装プラスチックは選別処理施設に、ダンボール・新聞・雑誌は再生業者に搬入します。

表 3-8 ごみの種類と収集方法

ごみ種類		ごみを出す場所
可燃ごみ		ごみステーション・避難所
不燃ごみ		ごみステーション・避難所
資源 ご み	カン	ごみステーション・避難所
	ビン	ごみステーション・避難所
	ペットボトル	ごみステーション・避難所
	容器包装プラスチック	ごみステーション・避難所
	古紙・布	ごみステーション・避難所
	新聞・雑誌	ごみステーション・避難所
粗大ごみ		申込制

イ 生活ごみの処理体制の確保

① 処理施設の被害状況の把握

発災後速やかに、足柄東部清掃組合の処理施設の被害状況の把握や安全性の確認を行います。

表 3-9 処理施設の被害状況の確認

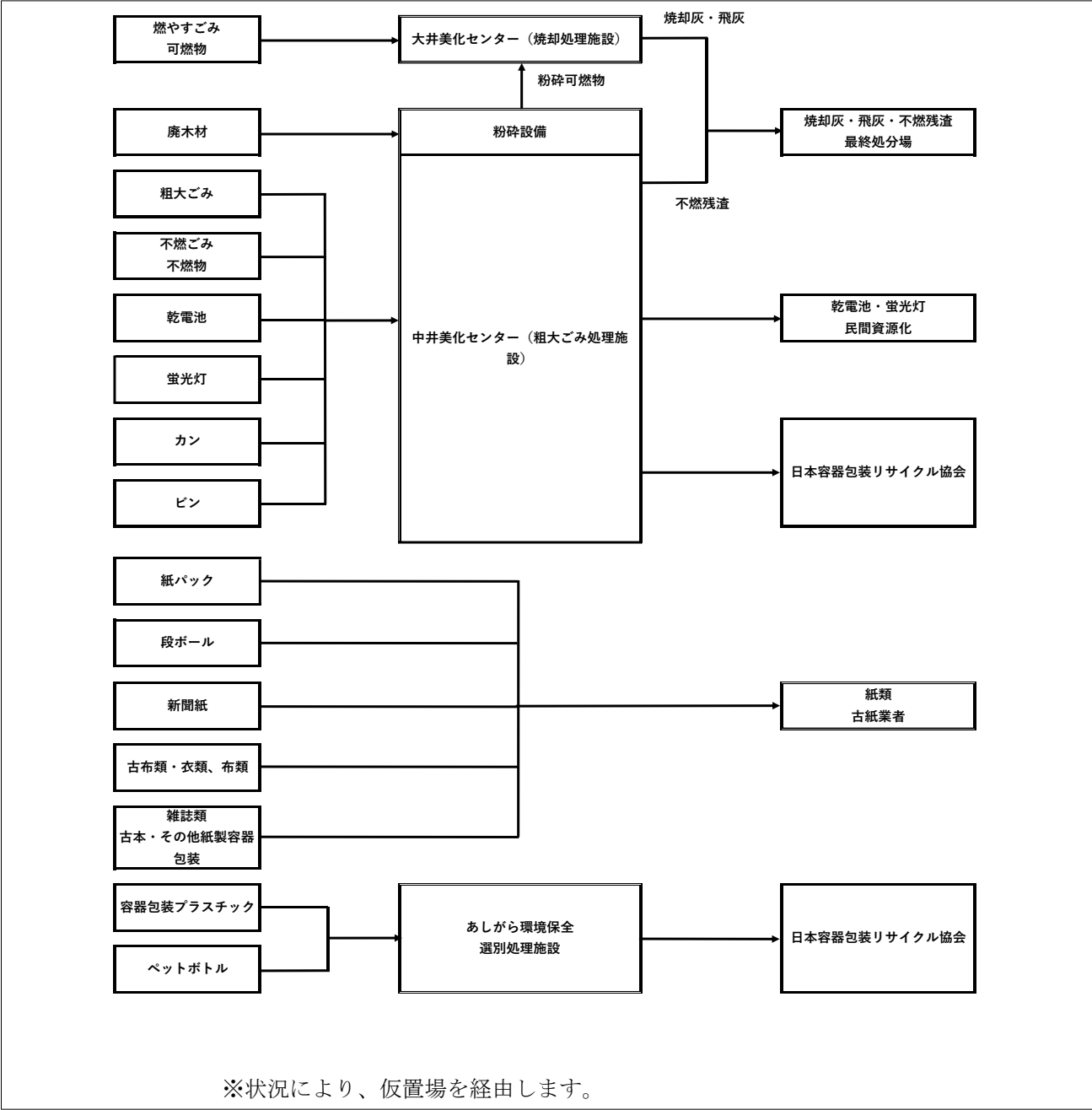
施設名	処理能力	主な確認事項
大井美化センター(焼却施設) (住所)大井町柳540	50 t /16 h	・建物 ・焼却炉本体 ・ごみ投入設備 ・排ガス・排水処理設備 ・電気系統 ・用水 ・配管
中井美化センター(不燃物) (住所)中井町岩倉490-1	20 t /5 h	・建物 ・設備・機器 ・電気系統
岩倉一般廃棄物最終処分場 (住所)中井町岩倉439	47,700 m ³ (埋立容積)	・地盤 ・遮水シート ・付帯施設

② 処理フロー

ごみ処理のフローは、図3-3に示すように、基本的には平時と同様とします。ただし、粗大ごみの増加に対応するため、粗大ごみ処理施設内あるいは災害廃棄物の仮置場内に粗大ごみの一時保管場所を設け、一時的に保管した後、順次処理します。

可燃ごみは生ごみを含むため、貯留せず収集後ただちに焼却します。焼却炉の24時間運転は難しく、生ごみを含む可燃ごみの焼却を優先して行い、余力に応じて可燃性粗大ごみの破砕物を受け入れます。

また、古紙・布類やペットボトル、容器包装プラスチック、ビン、カン等についても平時と同様に分別収集し、再資源化を行います。



ウ 避難所ごみへの対応

避難所の開設・閉鎖の情報を適宜収集するとともに、避難所ごみの発生量を推計し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

また、発災後速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、可燃ごみ（生ごみ）は原則として仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

避難所ごみの発生量推計

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」（環境省）

表3-10 避難所ごみの分別、管理方法等（記載例）

ごみの種類	内容	管理方法等
可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品など	夏季の生ごみ等は腐敗しやすいため、水分を取除くなど腐敗や臭いが出ないように管理
不燃ごみ	ガラス製品、陶磁器類、金属類、小型電気製品など	- 包丁・のこぎりなど危険なものは新聞紙などで包み「キケン」と表示 - 蛍光灯や電球はカン用コンテナに入れる
ビン	食料品や飲料の入っていたビン	- 中身を抜き、よく水洗いする - 飲料・食品以外のものは不燃ごみ
カン	飲料・食品の入っていたカン	- 中身を抜き、よく水洗いする - スプレー缶やカセットボンベなどは爆発の恐れがあるため使い切る
段ボール・紙パック	ダンボール製容器、飲料用紙パック	- ダンボールと紙パックは別々に分け、ひもで十文字にしぼる - 紙パックは中を洗い、開けて乾かす
ペットボトル	飲料用・酒類用・しょうゆ用ペットボトル	- 中身を抜き、よく水洗いし、キャップ・ラベルを外す - プラスチック製のふたは容器プラ
容器包装プラスチック	食品、生活用品等のボトル類、カップ類、白色トレイ	- プラスチックマークが印字されているもの - よく水洗いし汚れを取る
新聞・雑かみ	新聞紙・チラシ類、雑紙類、シュレッダーごみ	- 新聞紙・雑紙類と別々に分けて、ひもで十文字にしぼる - 粘着テープなどではまとめない
有害・危険物	プロパンガスボンベ、廃油、薬品類など	回収は販売店（取扱店）などに相談
医療廃棄物	注射針など	回収は医療機関に相談

エ 支援要請

道路の不通や渋滞等により収集効率が低下し、収集運搬車両や人員が不足する場合や、一部事務組合の処理施設だけで処理することが困難な場合は、委託業者や民間事業者・団体、他の市町村、県等に支援を要請します。

2 応急対応（発災後3か月程度）

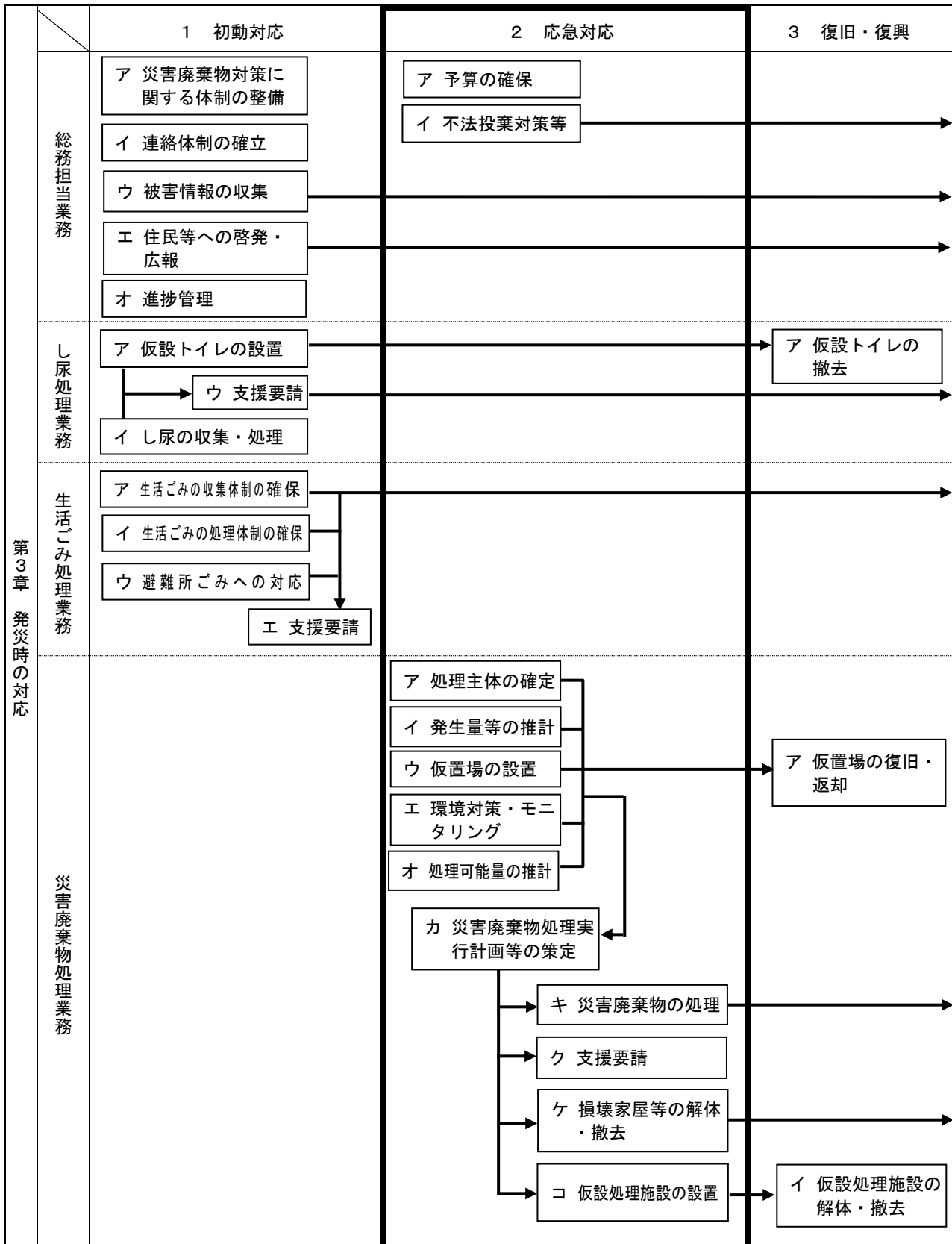


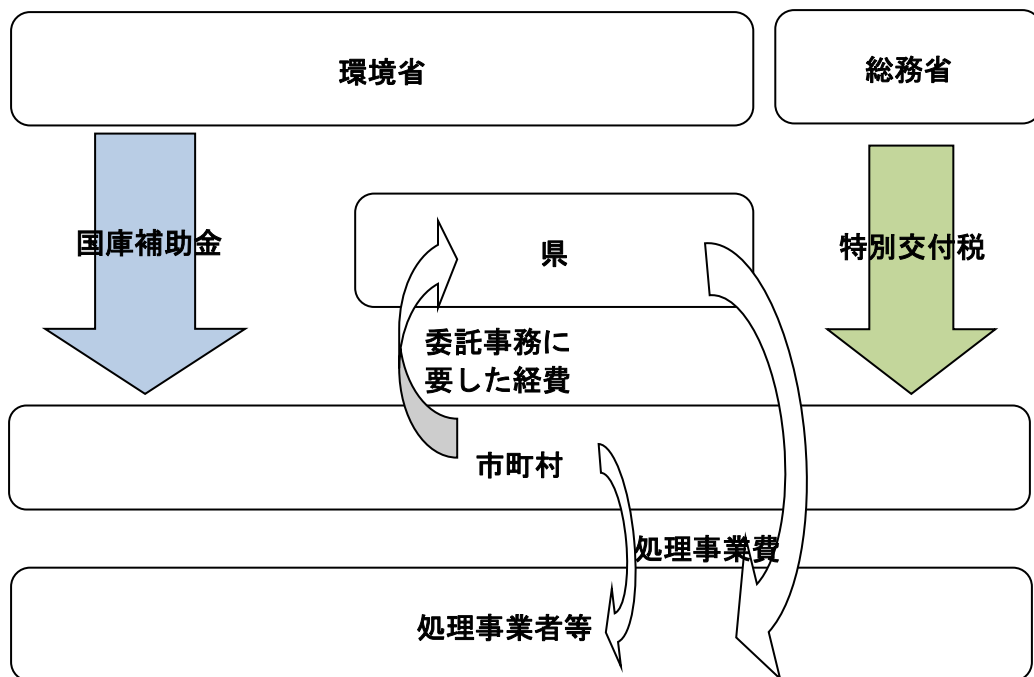
図3-4 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) 総務担当業務

ア 予算の確保

災害廃棄物を処理するために必要な予算の確保を行います。

また、災害廃棄物処理の費用の一部については、廃棄物処理法第22条の規定により、国から市町村に補助することができる旨が規定されています。被害状況に応じて、国に対して、補助対象の拡大や補助率の嵩上げなど、特別な財政措置について要望します。



出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県）を一部修正

図3-5 資金の流れ

表3-1-1 災害等廃棄物処理事業費補助金の負担割合

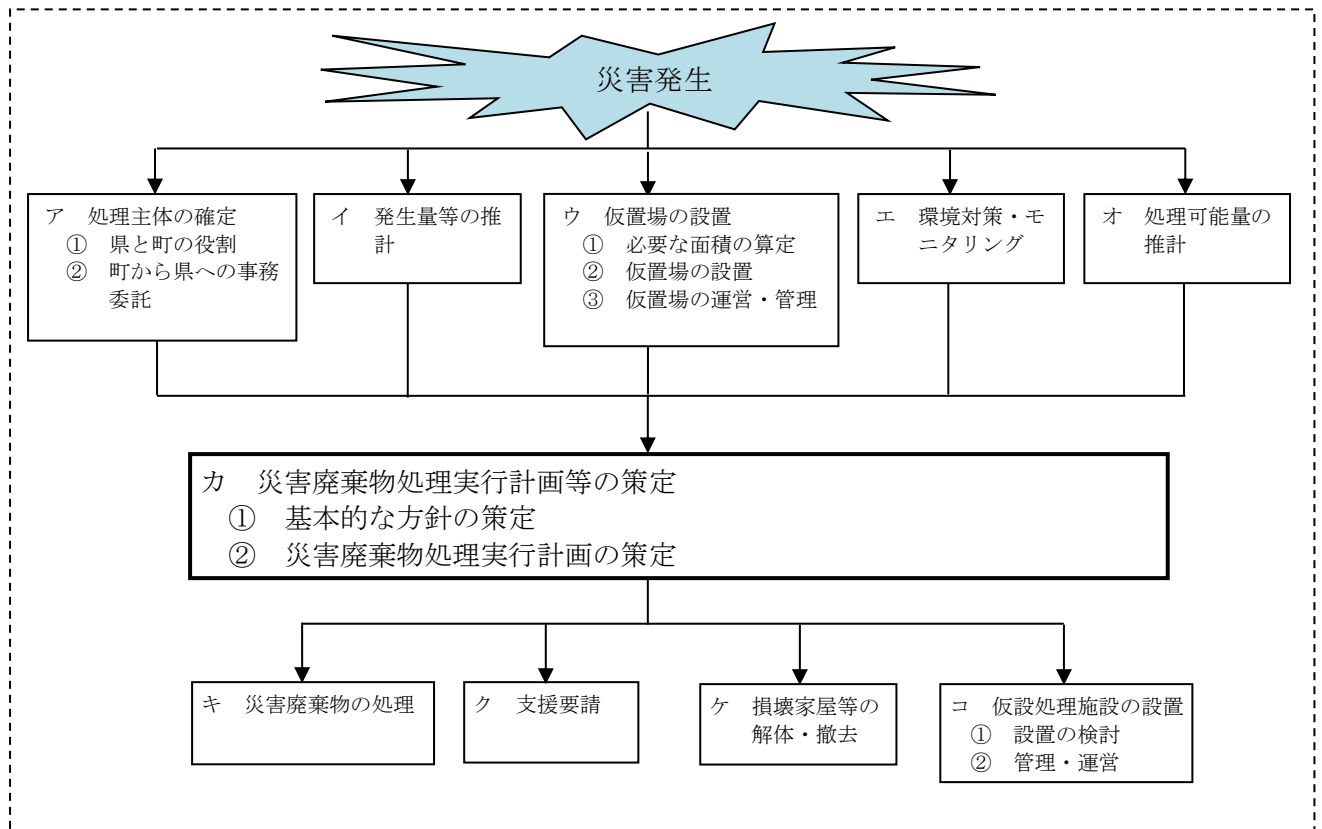
	通 常	阪神・淡路大震災	東日本大震災	
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災 地方公共団体	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	- 標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 - 標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 - 標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2
グリーン ニューディール 基金	—	—	国の実質負担額を平均95%とする。	—
地方財政措置	地方負担分の80%を交付税措置	地方負担分全額について災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%を交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（環境省）を一部修正

イ 不法投棄対策等

便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、広報の強化や看板設置、パトロールを実施します。

(2) 災害廃棄物処理業務



ア 処理主体の確定

① 町の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、町が主体となって、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の処理施設を設置し、適正かつ円滑・迅速に処理を行います。

役割分担例

- ・ 町 : 災害廃棄物処理実行計画の作成
損壊家屋等の公費解体・撤去、災害廃棄物の撤去・運搬
一次仮置場の管理・運営
二次仮置場の管理・運営
災害廃棄物の収集・運搬
災害廃棄物の処理・最終処分・再資源化など
仮設トイレ汲み取り
生活ごみの収集
- ・ 県 : 県内の処理状況の進捗管理
県外を含む広域処理のための調整
他市町村との広域的な支援体制の整備
民間事業者との連携準備 等
- ・ 国 : 国庫補助金のための予算の確保

② 町から県への事務委託

町の被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、町による処理が困難な場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき町から県に災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託することで、県が町に代わって処理を行います。

イ 発生量等の推計

発災後、速やかに建物の被害棟数や水害の浸水範囲等を把握し、災害廃棄物の発生量及び要処理量を推計します。

また、より正確な発生量を把握するため、発生段階に応じて仮置場への持込量や必要な家屋解体件数等の情報を定期的に収集し、適宜発生量の見直しを行います。

災害廃棄物の発生量推計

【地震による災害廃棄物の発生量の推計方法】

災害廃棄物量（t）＝建物解体に伴い発生する災害廃棄物量（t）

+建物解体以外に伴い発生する災害廃棄物量（t）

建物解体に伴い発生する災害廃棄物量（t）＝各被害棟数（棟）×発生量原単位（t/棟）
×建物解体率（%）×焼失率（%）

建物解体以外に伴い発生する災害廃棄物量（t）＝各被害棟数（棟）
×片付けごみ及び公物等量発生原単位（t/棟）

	全壊	半壊
発生量原単位（t/棟）	47	61

	地震	水害
片付けごみ及び公物等量発生原単位（t/棟）	53.5	30.3

【災害廃棄物の種類別発生量の推計方法】

災害廃棄物の種類別の発生量（t）＝災害廃棄物量（t）×組成割合（%）

種類	組成割合
柱角材（木くず）	5%
可燃物	17%
不燃物	30%
コンクリートがら	41%
金属くず	3%
その他	4%
合計	100%

※参考：東日本大震災

資料：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】（環境省）

ウ 仮置場の設置

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに一次仮置場を設置することが重要です。

また、大規模災害発生時には、二次仮置場に仮設処理施設を設置するなど、災害廃棄物の選別や再資源化等を行います。

表3-12 仮置場の区分と特徴

区 分	機 能	特 徴
一次仮置場	・ 個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等からの災害廃棄物を、被災町内において一時的に集積する場所。 ・ 処理(リユース・リサイクル含む)前に、仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。	・ 被災現場付近に設置。
二次仮置場	○仮設処理施設用地 ・ 仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所。 ○仮置場 ・ 一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所。 ○保管用地 ・ 仮設処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所。 ・ 仮設処理施設から発生する処理残さの保管場所。 ・ 需要不足により滞留する再資源化物の保管場所	・ 大規模で設置数が少ない。 ・ 長期間運用される場合が多い。

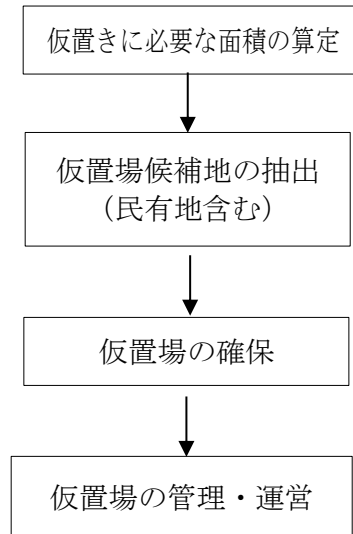


図3-6 仮置場に係る業務フロー

① 必要な面積の算定

災害廃棄物の発生量推計をもとに、仮置場の必要面積を算定します。

仮置場の面積の推計

○面積の推計方法の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{集積量 (t)} \div \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ (m)} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{集積量 (t)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} - \text{処理量 (t)}$$

$$\text{処理量 (t/年)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} \div \text{処理期間 (年)}$$

見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい

作業スペース割合 : 0.8～1

○簡易推計式の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{災害廃棄物の発生量 (千 t)} \times 87.4 \text{ (m}^2\text{/t)}$$

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-4」（環境省）をもとに作成

② 仮置場の設置

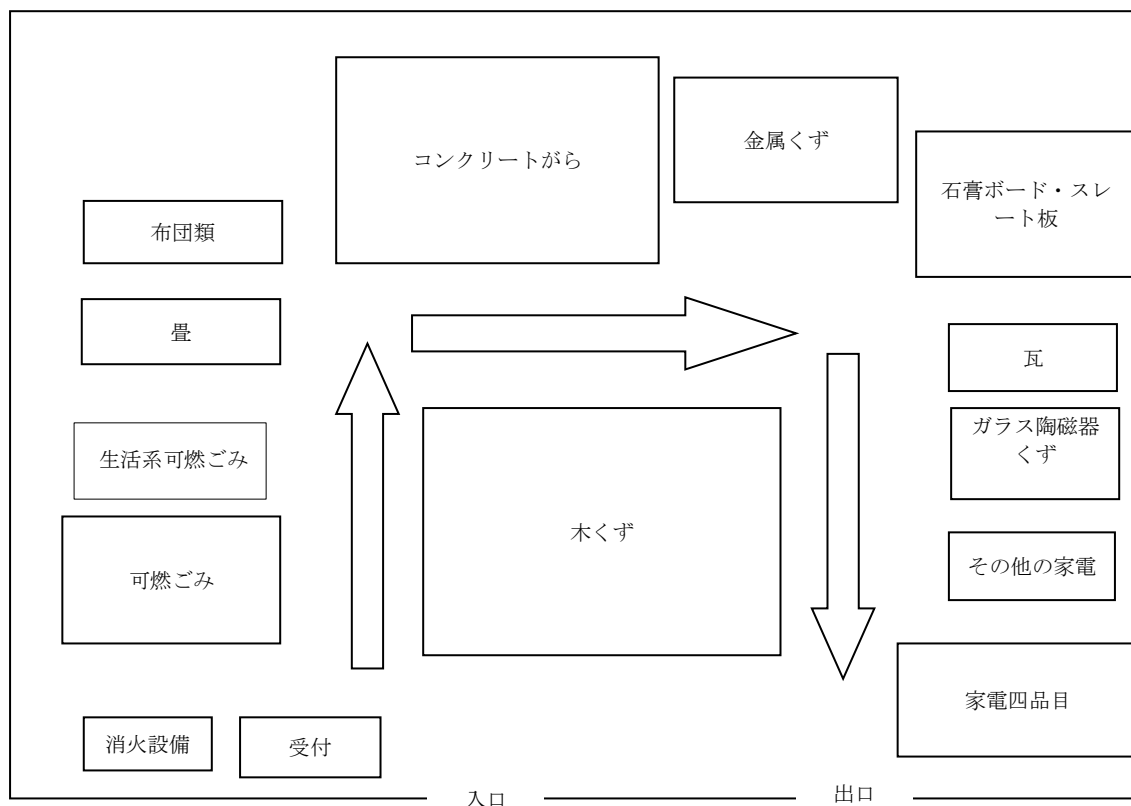
仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。

一次仮置場では、被災地域から搬入されたものの粗選別を行います。

二次仮置場では、一次仮置場から搬入した災害廃棄物の破砕・選別、焼却、再生を行います。また、二次仮置場を設置する場合でも、設置するまでの間は一次仮置場において災害廃棄物の搬入・搬出を行う必要があるため、一次仮置場が不足する事態とならないように土地を確保し、管理運営します。

仮置場の利用に当たっての準備事項

- 現地確認
- 土壌汚染対策
- 路盤、搬出入経路の整備
- 法、条例等の手続
- 私有地の場合は土地所有者との調整

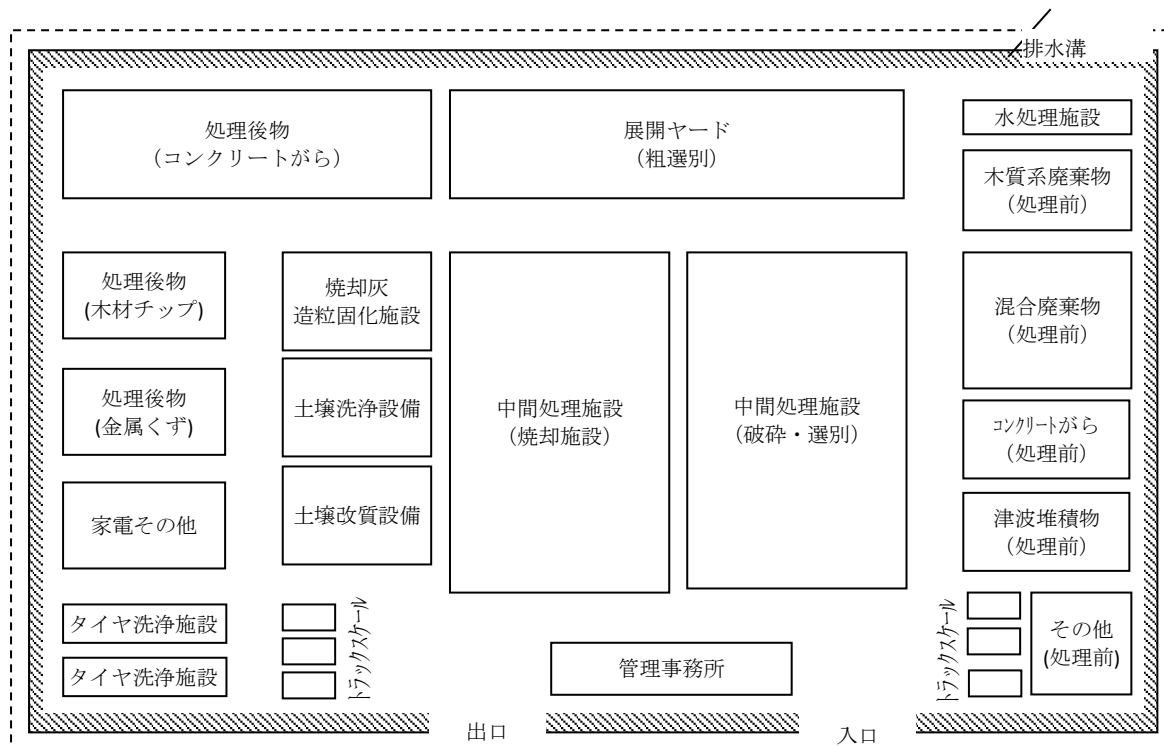


※分別品目ごとの面積の割合は例であり、災害や損壊家屋等の種類によって変化する。

出典：「市町村災害廃棄物処理計画対策指針 モデル-23」（茨城県）をもとに作成

図3-7 一次仮置場レイアウト例

フェンス又は飛散防止ネット



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-5」（環境省）をもとに作成

図3-8 二次仮置場レイアウト

③ 仮置場の運営・管理

町は、必要な人員、資機材等を確保して、仮置場内における車両の誘導、災害廃棄物の荷下ろし補助、分別の作業など、仮置場の管理・運営を行います。災害廃棄物の搬入車両が多く、自ら対応できない場合は、仮置場内での作業を業務委託します。

表3-13 管理項目

項 目	対 策 例
飛散防止策	・ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・ ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ・ 仮置場周辺の飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
臭気・衛生対策	・ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ・ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	・ 可燃性廃棄物は、適切な積み上げ高さ、設置面積とし、他の廃棄物との離隔をする。

作業員の安全管理	作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
作業場の管理	- 他市町村からの災害廃棄物（便乗ごみ）の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書を確認して搬入を認める。 - 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 - 仮置場の搬入受付時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 - 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量管理	- 日々の搬入・搬出管理(計量と記録)を行う。 - 停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。

エ 環境対策・モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物の仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場においては、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要になります。

被災状況を踏まえ、環境対策の必要性やモニタリングの調査項目、頻度等を検討します。

表3-14 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大 気	- 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 - アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 - 災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生	- 定期的な散水の実施 - 保管、選別、処理装置への屋根の設置 - 周囲への飛散防止ネットの設置 - フレコンバッグへの保管 - 搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制 - 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 - 収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底 - 作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視

		仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生抑制
騒音・振動	- 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 - 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	- 低騒音・低振動の機械、重機の使用 - 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	災害廃棄物からの悪臭	- 腐敗性廃棄物の優先的な処理 - 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - 敷地内に発生する排水、雨水の処理 - 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-7」（環境省）

オ 処理可能量の推計

一般廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理可能量を推計します。また、災害情報、被害情報等を随時更新することにより、段階に応じて適宜見直します。

カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定

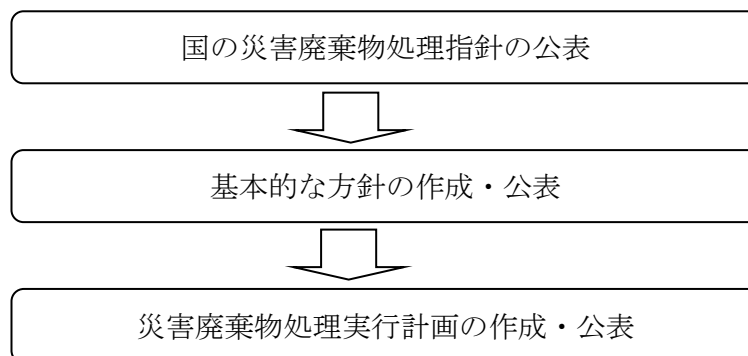


図3-9 基本的な方針・災害廃棄物処理実行計画の作成の流れ

① 基本的な方針の策定

国では、大規模災害時において、災害対策基本法に基づき災害廃棄物の処理の基本的な方向等を示した災害廃棄物処理指針（以下「国処理指針」という。）を定め、公表することとされています。

国処理指針を基本として、地域の実情に応じた災害廃棄物の処理に関する基本的な方針を作成します。

基本的な方針に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間

② 災害廃棄物処理実行計画の策定

被害の状況等を速やかに把握し、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国処理指針等を踏まえ、実行計画を策定します。

なお、発災直後は災害廃棄物の発生量等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

災害廃棄物処理実行計画に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間
- 処理方法・処理フロー
- 処理体制

キ 災害廃棄物の処理

町は、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、県と連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努める。

表3-15 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
混合廃棄物		再使用・再生利用できるものや不燃物等を取り出し、焼却により減容・安定化させ、焼却後の灰の埋立処理又は再資源化を行う。
廃タイヤ類		チップ化することで燃料として再資源化が可能であるため、火災等に注意しながら処理する。
コンクリートがら		選別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎を行う。
木くず		受入先の受入条件を満たすよう破碎、選別、洗浄等を実施し、可能な限り再生利用を行う。
廃 家 電	家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）	可能な限り選別し、破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。
	その他の家電製品	可能な限り選別し、パソコン、携帯電話、小型家電等、再生利用できるものは原則として再生利用を行う。
廃自動車等		事前に撤去予定などを提示し、所有者の意向を確認してから撤去を行う。廃自動車は、原則として自動車リサイクル法に基づき再生利用を行う。廃バイクは、平時と同様に再生利用や適正な処理・処分を行う。
アスベストを含む廃棄物		アスベストを含む廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・ その他処理困難な廃棄物		飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。なお、工場等の事業場から排出されるものについて、平時と同様に事業者が専門処理業者へ引き渡すために、町は必要な情報の提供等を行う。
水害堆積物		悪臭などにより住民への生活環境へ影響を及ぼすヘドロなどを優先的に除去する。また、可能な限り復興資材等として活用する。
貴重品・思い出の品		貴重品については警察に引き渡す。位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

表3-16 災害廃棄物の利用用途例

災害廃棄物	利用用途例
廃タイヤ	・ボイラー燃料 ・再生ゴム原料 ・セメント原料など
コンクリートがら	・防潮堤材料 ・道路路盤材 ・埋立材 ・公共事業の資材など
金属くず	・有価物として売却
木くず（柱材角材）	・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料(燃料)など
水害堆積物	・盛土材（嵩上げ） ・農地基盤材など



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-3」を一部修正

図3-10 処理フロー

ク 支援要請

本町で発生した災害廃棄物は、原則、足柄東部清掃組合の処理施設において処理を実施します。

ただし、大規模災害発生時には、県と連携しながら、状況に応じて、県西地域県政総合センター所管区域内、または県西地域県政総合センター所管区域を越えた市町村に支援要請を行い、速やかに処理を実施します。

また、県内の処理施設だけでは処理が困難な場合は、他都道府県に支援要請を行います。

他自治体へ支援要請する際の優先順位

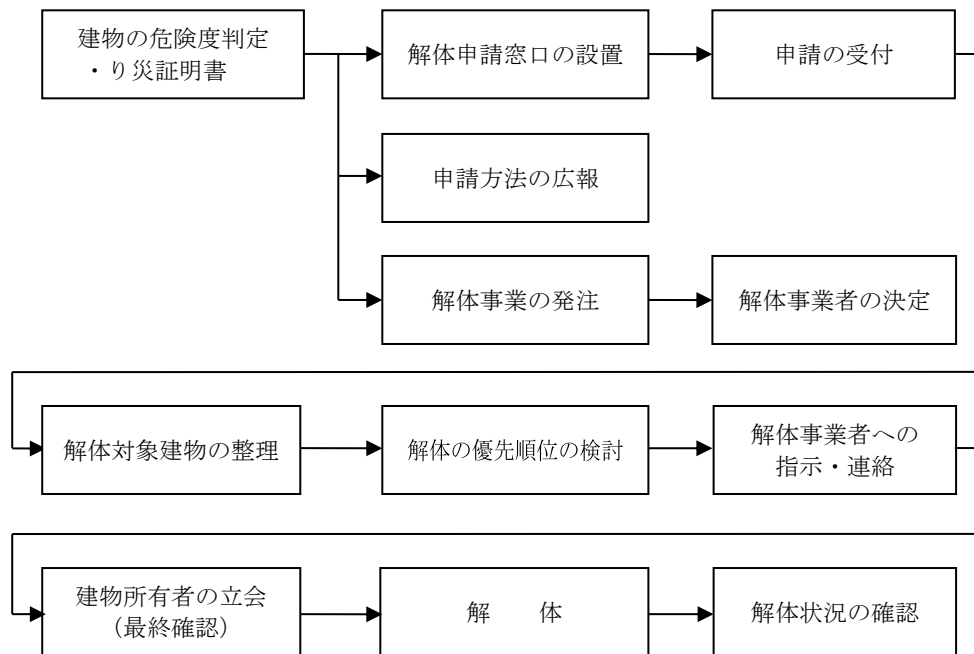
- 第1順位 各市町村
- 第2順位 ごみ処理広域化ブロックの構成市町村
- 第3順位 県西地域県政総合センター所管区域内市町村
- 第4順位 県西地域県政総合センター所管区域外市町村
- 第5順位 他都道府県の市町村

ケ 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の処理については、原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性がある場合については、町が所有者の意思を確認した上で適切な対応を行うものとします。

町が解体・撤去を行う場合、建設部局及び民間の建物解体事業者と連携し、仮置場の逼迫状況を確認しながら計画的に行います。

解体・撤去の際は、建設リサイクル法に基づき、分別解体及び再生利用を図るとともに、石綿の飛散防止対策等を図ります。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図3-11 解体・撤去の手順

表3-17 石綿の飛散防止に関する注意点

建物の構造等	注 意 点
木 造	・ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては「浴室」、「台所」、「煙突回り」を確認する。 ・ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	・ 耐火被覆の確認を行う。 ・ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨造・鉄筋コンクリート造	・ 機械室(エレベータ含む)、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施行の可能性が高いので確認する。 ・ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。
建築設備	・ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

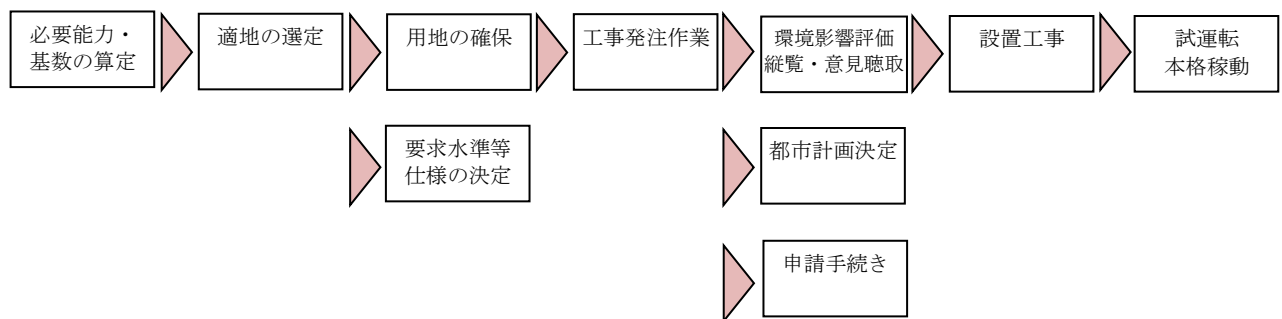
コ 仮設処理施設の設置

① 設置の検討

仮設焼却炉・仮設破砕・選別機（以下「仮設処理施設」という。）の必要性、必要基数及び設置場所を検討します。また、設置の決定後は、環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めます。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置

- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続の簡素化（廃棄物処理法第9条の3の2、第9条の3の3）。
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときは、事後の届出で足りる（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図3-12 仮設処理施設の設置フロー

② 管理・運営

災害廃棄物の処理が円滑に進むよう仮設処理施設の適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

3 復旧・復興（発災後3年程度）

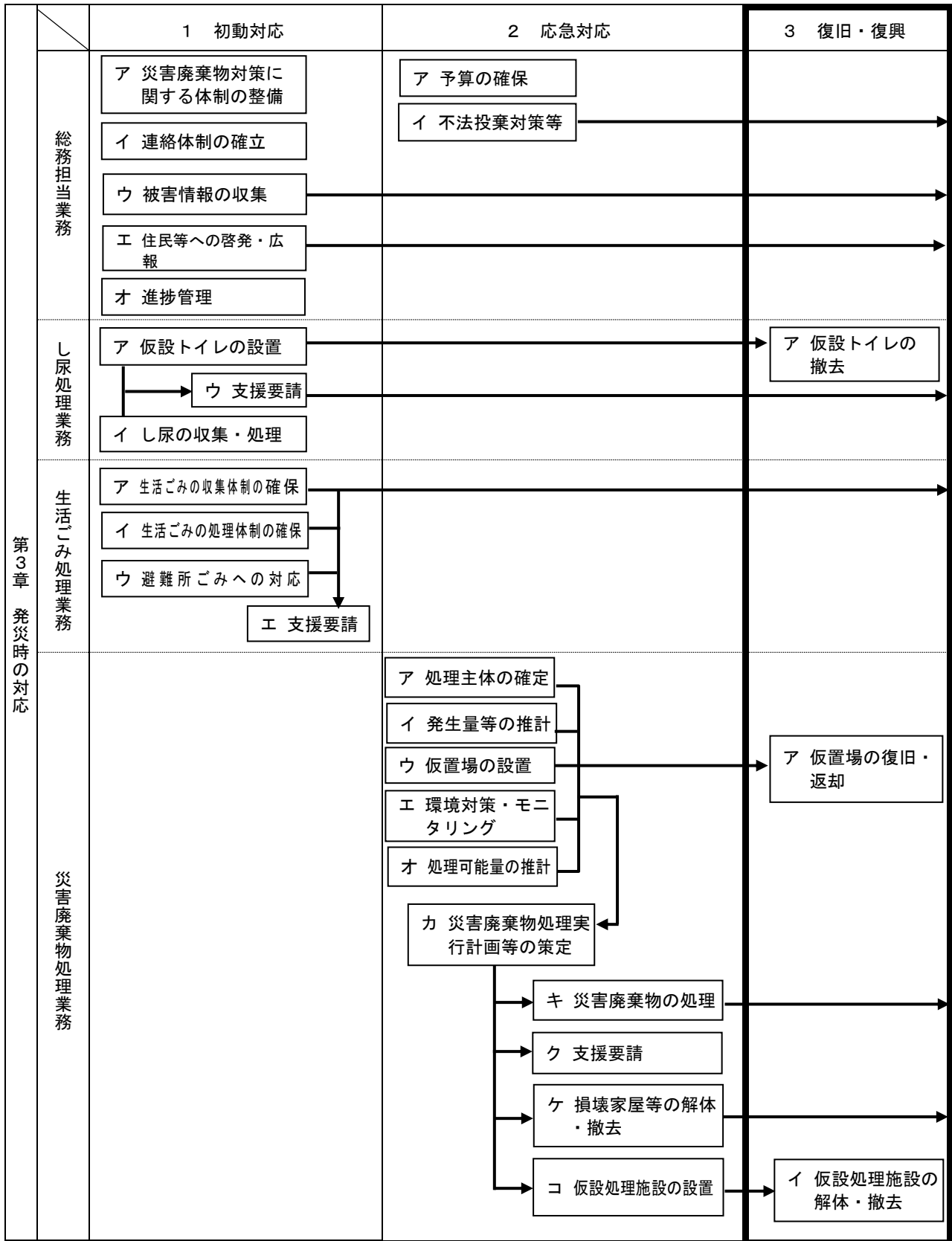


図3-13 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) し尿処理業務

ア 仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や下水道の復旧に合わせ、平時のし尿処理体制に移行します。

避難所等に設置された仮設トイレの撤去は計画的に行い、利用者の生活に不便が生じないように配慮します。

(2) 災害廃棄物処理業務

ア 避難所ごみ収集の終了

避難所の閉鎖に合わせて平常時の収集運搬体制に移行し、避難所ごみの収集を終了します。

イ 仮置場の復旧・返却

仮置場を返却するに当たって、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、返還に係る条件に従い、仮置場の原状復旧を行います。

ウ 仮設処理施設の解体・撤去

仮置場における災害廃棄物処理の完了後、関係法令を遵守し、速やかに仮設処理施設の解体・撤去を実施します。解体・撤去に当たっては、仮設焼却炉等がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行います。